



## 平成 22 年度平均工賃一覧

施設種別	施設数(箇所)	平均工賃(賃金)
<b>工賃倍増計画対象施設(※)</b> (※)就労継続支援B型事業所+授産施設+小規模通所授産施設	6,356	<b>13,079 円</b>

(内訳)

※ 対象施設	就労継続支援B型事業所		4,880	13,443 円	
	授産施設	身体	入所	81	16,634 円
			通所	138	17,741 円
		知的	入所	140	10,201 円
			通所	791	12,132 円
		精神	入所	10	10,631 円
			通所	112	13,059 円
	入所・通所授産施設合計		1,272	12,568 円	
	小規模通所授産施設	身体	60	9,480 円	
		知的	55	11,041 円	
精神		89	7,930 円		
小規模通所授産施設合計		204	9,194 円		
対象外	就労継続支援A型事業所		715	71,693 円	
	福祉工場	身体	12	184,416 円	
		知的	13	87,589 円	
		精神	2	46,253 円	
福祉工場合計		27	132,274 円		
全施設平均工賃			7,098	17,841 円	

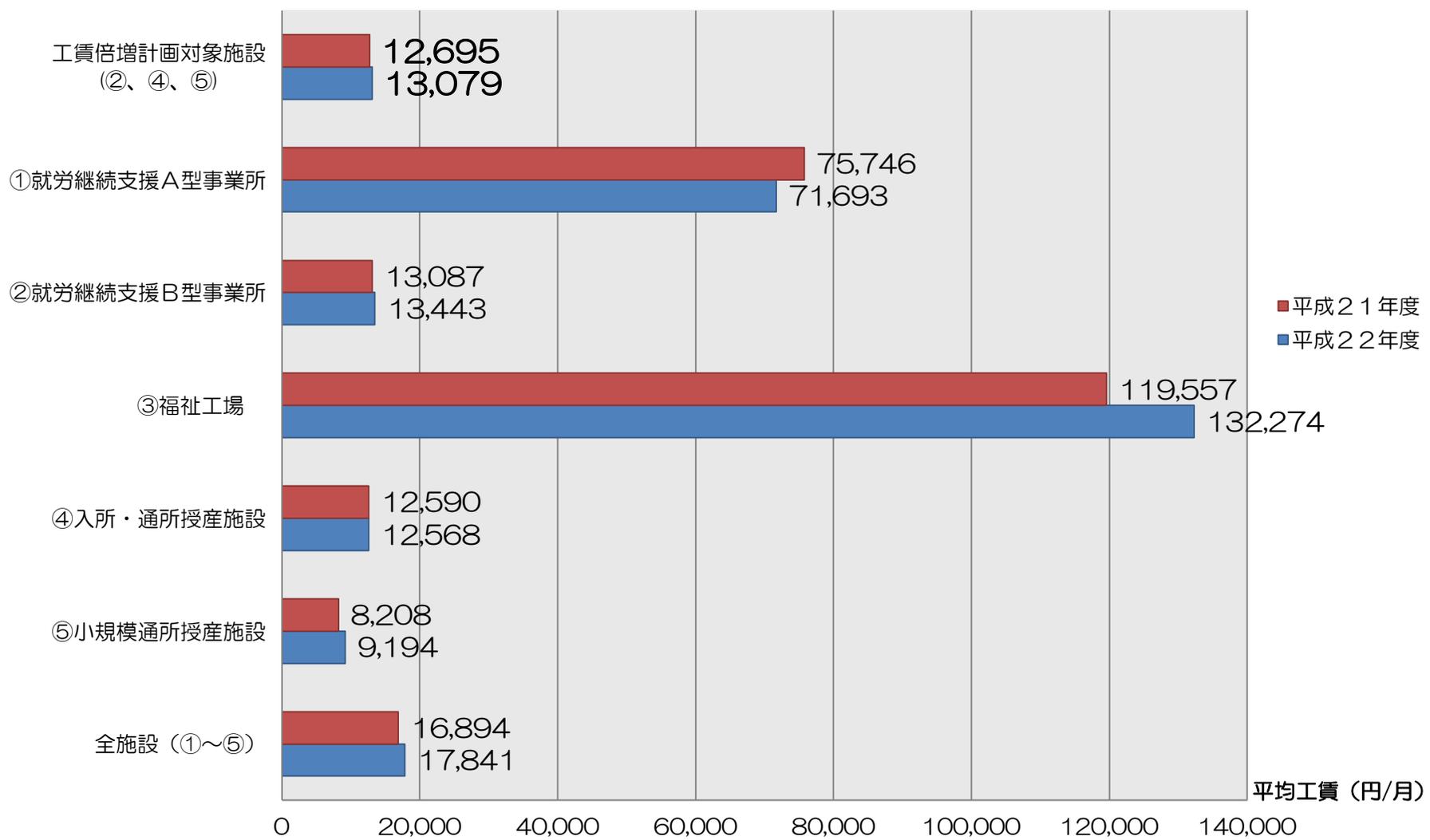
(参考)

- 就労継続支援B型事業所(平成22年度末時点)で、平成18年度から継続して工賃倍増5か年計画の対象となっている施設の平均工賃

施設種別	施設数(箇所)	平均工賃(賃金)
就労継続支援B型事業所(平成22年度末時点)で、平成18年度から継続して工賃倍増5か年計画の対象となっている施設の平均工賃	1,730	<b>14,304 円</b>

# 平成21・22年度平均工賃（施設種別）

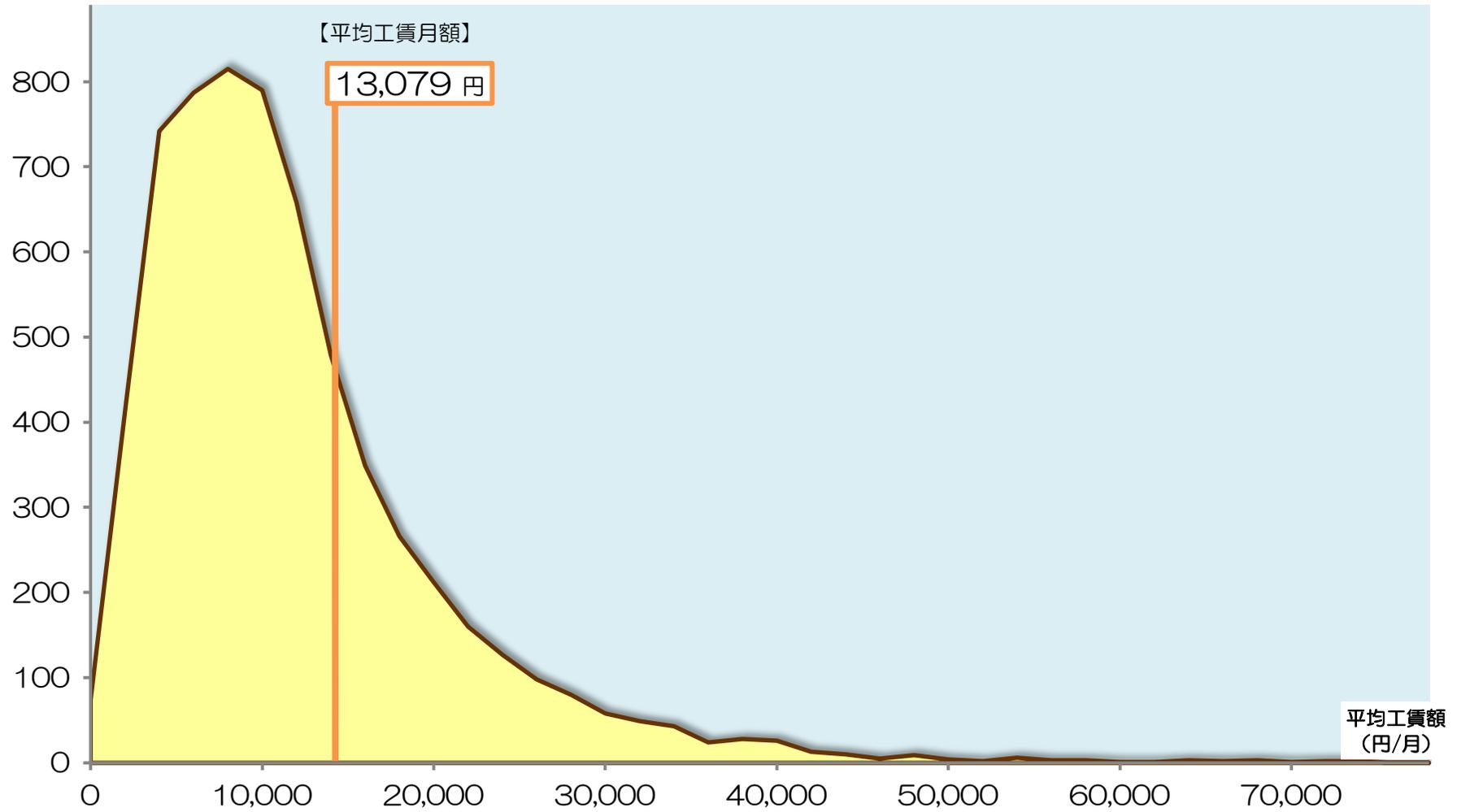
別紙 2



注) 図中の棒グラフは上が平成21年度分、下が平成22年度分

### 平成22年度平均工賃分布図（平均工賃別施設数）

施設数  
(箇所)



※ 工賃倍増5か年計画対象施設（就労継続支援B型事業所、授産施設、小規模通所授産施設）

## 平成 22 年度平均工賃一覽（都道府県別）

（円／月額）

都道府県	工賃倍増5か年計画 対象施設 平均工賃
北海道	16,649
青森県	10,699
岩手県	16,209
宮城県	14,596
秋田県	12,113
山形県	9,911
福島県	11,241
茨城県	10,167
栃木県	13,321
群馬県	12,744
埼玉県	12,456
千葉県	12,232
東京都	14,285
神奈川県	12,406
新潟県	12,420
富山県	12,045
石川県	13,768
福井県	17,918
山梨県	14,224
長野県	12,290
岐阜県	10,693
静岡県	13,173
愛知県	13,537
三重県	12,477

都道府県	工賃倍増5か年計画 対象施設 平均工賃
滋賀県	14,522
京都府	14,307
大阪府	9,244
兵庫県	11,477
奈良県	11,265
和歌山県	14,414
鳥取県	14,620
島根県	14,683
岡山県	10,967
広島県	13,474
山口県	14,511
徳島県	17,426
香川県	11,547
愛媛県	12,912
高知県	16,275
福岡県	11,791
佐賀県	16,153
長崎県	13,409
熊本県	13,093
大分県	14,059
宮崎県	12,128
鹿児島県	13,355
沖縄県	12,892
平均工賃	13,079

# 障害者就労施設における農業分野への取組み (障害者福祉施策と農業施策の連携)

## 障害者福祉サービス事業者

多くの障害者施設において、農園芸活動が行われており、稲作や野菜・果樹・花き栽培、畜産(養鶏・養豚)、農産加工から販売など幅広い分野で取り組まれている。

※約3,300施設のうち671施設

(H20.3全国社会就労センター協議会調)

### 取り組む理由

- ① 障害程度に応じた作業が可能
- ② 自然や動植物とのふれあいによる情緒安定(心身回復・リハビリ効果)
- ③ 一般就労に向けた体力・精神面での訓練など

## 農業生産法人、農家

- ・高齢化や過疎化により減り続けている農業従事者の確保
- ・耕作放棄地の活用
- ・食料自給率の向上

### 農業法人等の障害者受入のメリット

- ① 作業の補助労働力
- ② 農業として障害者の雇用促進という社会的要請に貢献

障害者の就労を支援する福祉関係者から、農業関係者に対し、農業分野全般について、具体的な知識、技術の伝授や農地を利用したいとの声がある。

- ・障害者への指導に当たって必要な知識等を得たいため
- ・生産量の安定・確保・拡大のため
- ・販路の拡大、経営の安定のため
- ・障害者の工賃アップを図るため

障害者雇用に不安や心配、課題。

- ・障害者に適した業務がわからない
- ・障害者の事故や怪我が心配
- ・障害者のための環境整備

## 連携(案)

○行政レベル:福祉部局と農業部局の連携(連絡会議の開催、関係情報の連携・交換)

- ・農業関係者に対する理解促進、啓発活動、情報提供→研修会、セミナーの実施、HPを活用した情報の提供

○障害者福祉サービス事業者と農業法人等の連携

- ・耕作放棄地を活用し農業法人等による指導→訓練・実習を通じた、障害者雇用の促進、就労の場の拡大

# 障害者雇用・就労の推進に向けて

## 農業分野における 障害者の雇用・就労

農業側

福祉側

- 農業従事者が減少・高齢化する中で、補助労働力として障害者に期待
- 障害者の雇用促進により農業として社会的要請に貢献

- 農業は、障害の程度に応じた作業が可能
- 自然や動植物とのふれあいにより情緒が安定（心身回復・リハビリ効果）
- 農業は、一般就労に向けての体力・精神面での訓練が可能



しかし

- ×障害者雇用に関心・情報不足
- ×障害者の雇用方法に対する不安（作業体系・環境の整備、従事させる作業内容や指導方法が分からない）
- ×雇用後のフォローに対する不安（障害者を雇用後、相談できる人がいない）

- ×農業分野に関わりたくても技術・経験をもった人材が少ない
- ×現在農業分野を授産（作業）科目としているが、更なる高度化を目指すためにどのようにしたらよいか分からない

# 施設外就労による一部の作業の請負と職場実習（施設外支援）の受入れ

障害福祉サービス事業所と請負作業に関する契約を締結した上で一部の作業を委託するものです。

また、農業者が所有する機械類を作業に使用する場合には、使用貸借契約も必要となります。障害者に支援スタッフが同行して、請け負った作業を独立して行うこととなりますので、障害者への作業指示等は支援スタッフが行うこととなります。

このため、事前に支援スタッフに作業内容を理解してもらうことが必要です。

また、請負契約に基づく報酬を障害福祉サービス事業所に支払うこととなります。

## ① 施設外就労

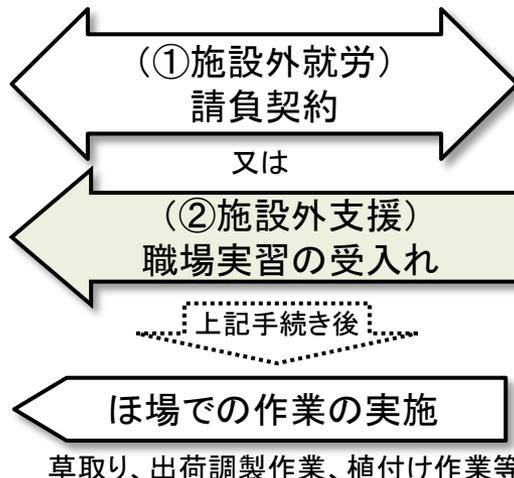
## ② 施設外支援 (職場実習)

いわゆる一般的な職場実習として障害福祉サービス事業所から実習生を受け入れるものです。農業者が直接指導を行います。

事前の支援やフォローは支援スタッフがを行います。

(緊急の事態が起きた場合には、障害福祉サービス事業所が対応します。)

農家・農業法人等



障害福祉サービス事業所  
(就労継続支援(A型・B型)事業所、  
就労移行支援事業所を指します)

◇直接、地域にある障害福祉サービス事業所(就労継続支援A型・B型、就労移行支援)と調整することとなります。

また、市町村の障害福祉担当者に障害福祉サービス事業所を紹介してもらう方法もあります。

◇どのようなことを依頼できるのか、どのような準備が必要なのかなど相談しながら進めましょう。

◇農作業経験のある障害福祉サービス事業所もあります。108

平成23年度障害者就業・生活支援センター 一覧 (計313センター)

(平成24年1月31日現在)

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
北海道	札幌障がい者就業・生活支援センター たすく	(社福)愛和福祉会	060-0807	札幌市北区北7条西1-1-18 丸増ビル301号室	011-728-2000
	小樽後志地域障がい者就業・生活支援センター ひろば	(社福)後志報恩会	047-0024	小樽市花園2-6-7 プラムビル3階	0134-31-3636
	道南しょうがい者就業・生活支援センター すてっぷ	(社福)侑愛会	041-0802	函館市石川町41-3	0138-34-7177
	くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センター ぷれん	(社福)釧路のぞみ協会	085-0006	釧路市双葉町17-18	0154-65-6500
	十勝障害者就業・生活支援センター だいち	(社福)慧誠会	080-0016	帯広市西6条南6-3 ソネビル2階	0155-24-8989
	空知しょうがい者就業・生活支援センター ひびき	(社福)北海道光生会	072-0017	美唄市東6条南1-5-1	0126-66-1077
	オホーツク障害者就業・生活支援センター あおぞら	(社福)川東の里	090-0040	北見市大通西2-1	0157-69-0088
	上川中南部障害者就業・生活支援センター きたのまち	(社福)旭川旭親会	078-8329	旭川市宮前通東4155-30 おびつた1階	0166-38-1001
	胆振日高障がい者就業・生活支援センター すて〜じ	(社福)北海道社会福祉事業団	052-0014	伊達市舟岡町334-9 あい・ぷらざ1階	0142-82-3930
	石狩障がい者就業・生活支援センター のいける	(社福)はるにれの里	061-3282	石狩市花畔2条1-9-1 北ガスプラザ石狩2階	0133-76-6767
道北障害者就業・生活支援センター いきぬき	(社福)道北センター福祉会	096-0011	名寄市西1条南8-19-2	01654-2-6168	
青森県	津軽障害者就業・生活支援センター	(社福)七峰会	036-1321	弘前市大字熊嶋字亀田184-1	0172-82-4524
	青森藤チャレンジド就業・生活支援センター	(社福)藤聖母園	030-0841	青森市奥野2-25-9	017-722-3013
	障害者就業・生活支援センター みなと	(医)清照会	031-0041	八戸市廿三日町18	0178-44-0201
	障害者就業・生活支援センター 月見野	(社福)健誠会	038-2816	つがる市森田町森田月見野473-2	0173-26-4242
	障害者就業・生活支援センター みさわ	(財)こころすこやか財団	033-0052	三沢市本町1-62-9	0176-27-6738
岩手県	胆江障害者就業・生活支援センター	(社福)愛護会	023-0824	奥州市水沢区台町6-28	0197-51-6306
	宮古地区チャレンジド就業・生活支援センター	(社福)若竹会	027-0073	宮古市緑ヶ丘2-3 はあとふるセンターみやこ内	0193-71-1245
	盛岡広域障害者就業・生活支援センター	(社福)千晶会	020-0015	盛岡市本町通3-19-1 岩手県福祉総合相談センター2階	019-605-8822
	一関広域障害者就業・生活支援センター	(社福)平成会	029-0131	一関市狐禅寺字石の瀬61-3	0191-34-9100
	久慈地区チャレンジド就業・生活支援センター	(社福)修倫会	028-0061	久慈市中央4-34	0194-66-8585
	岩手中部障がい者就業・生活支援センター しごとネットさくら	(社福)岩手県社会福祉事業団	024-0092	北上市本通り2-1-10	0197-63-5791
	二戸圏域チャレンジド就業・生活支援センター カシオペア	(NPO)カシオペア障連	028-6103	二戸市石切所字川原28-7	0195-26-8012
	気仙障がい者就業・生活支援センター	(社福)大洋会	022-0003	大船渡市盛町字東町11-12	0192-27-0833

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
	釜石大槌地域障がい者就業・生活支援センター キックオフ	(社福)翔友	026-0034	釜石市中妻町1-4-20	0193-55-4181
宮城県	石巻地域就業・生活支援センター	(社福)石巻祥心会	986-0861	石巻市蛇田字小斎24-1 コスモス内	0225-95-6424
	県北地域福祉サービスセンター 障害者就業・生活支援センター Link	(社福)宮城県社会福祉協議会	989-6162	大崎市古川駅前大通1-5-18 ふるさとプラザ2階	0229-21-0266
	県南障害者就業・生活支援センター コノコノ	(社福)白石陽光園	989-0225	白石市東町2-2-33	0224-25-7303
	障害者就業・生活支援センター わ〜く	(社福)宮城県社会福祉協議会	989-2432	岩沼市中央2-5-26	0223-25-4580
	障害者就業・生活支援センター ゆい	(社福)恵泉会	987-0511	登米市迫町佐沼字中江1-10-4	0220-21-1011
	障害者就業・生活支援センター かなえ	(社福)洗心会	988-0002	気仙沼市錦町2-5-10	0226-24-5161
	くりはら障がい者就業・生活支援センター あしすと	(NPO)栗原市障害者就労支援センター	987-2252	栗原市築館薬師4-4-17	0228-24-9188
秋田県	秋田県南障害者就業・生活支援センター	(社福)慈泉会	014-0043	大仙市大曲戸巻町2-68	0187-88-8713
	ウェルビューいずみ障害者就業・生活支援センター	(社福)いずみ会	010-0817	秋田市泉菅野2-17-27	018-896-7088
	秋田県北障害者就業・生活支援センター	(社福)大館圏域ふくし会	017-0897	大館市字三ノ丸103-4 大館市総合福祉センター2階	0186-57-8225
	秋田県能代山本障害者就業・生活支援センター	(社福)秋田虹の会	016-0873	能代市字長崎42-1	0185-88-8296
	由利本荘・にかほ圏域 就業・生活支援センター E-SUPPORT(イーサポート)	(社福)秋田県社会福祉事業団	018-0604	由利本荘市西目町沼田字新道下2-415	0184-44-8578
山形県	置賜障害者就業・生活支援センター	(社福)山形県社会福祉事業団	993-0016	長井市台町4-24	0238-88-5357
	村山障害者就業・生活支援センター ジョブサポートぱる	(社福)山形県社会福祉事業団	990-0861	山形市江俣1-9-26	023-682-0210
	庄内障害者就業・生活支援センター サポートセンターかでの	(社福)山形県社会福祉事業団	998-0865	酒田市北新橋1-1-18	0234-24-1236
	最上障害者就業・生活支援センター	(社福)友愛の里	996-0085	新庄市堀端町8-3	0233-23-4528
福島県	いわき障害者就業・生活支援センター	(社福)いわき福音協会	970-8026	いわき市平字堂ノ前2	0246-24-1588
	県中地域障害者就業・生活支援センター	(社福)ほっと福祉記念会	963-8803	郡山市横塚3-4-21	024-941-0570
	会津障害者就業・生活支援センター ふろんていあ	(社福)若樹会	965-0006	会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原88-4	0242-85-6592
	相双障害者就業・生活支援センター	(社福)福島県福祉事業協会	976-0032	南相馬市原町区桜井町1-77-2	0244-24-3553
	県南障がい者就業・生活支援センター	(社福)福島県社会福祉事業団	961-0905	白河市本町2 マイタウン白河2階	0248-23-8031
	県北障害者就業・生活支援センター	(社福)つばさ福祉会	960-8164	福島市八木田字並柳41-5	024-529-6800
茨城県	水戸地区障害者就業・生活支援センター	(社福)水戸市社会福祉事業団	311-4141	水戸市赤塚1-1 ミオスビル2階	029-309-6630
	障害者就業・生活支援センター なかま	(社福)慶育会	308-0811	筑西市茂田1740	0296-22-5532
	障害者就業・生活支援センター かい	(社福)白銀会	315-0005	石岡市鹿の子4-16-52	0299-22-3215

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
	障害者就業・生活支援センター かすみ	(NPO)自立支援ネットワーク	300-0053	土浦市真鍋新町1-14	029-827-1104
	かしま障害者就業・生活支援センター まつぼっくり	(社福)鹿島育成園	314-0032	鹿嶋市宮下2-1-24	0299-82-6475
	つくばLSC障害者就業・生活支援センター	(社福)創志会	300-2645	つくば市上郷7563-67	029-847-8000
	障がい者就業・生活支援センター KUINA	(社福)町にくらす会	312-0004	ひたちなか市長砂1561-4	029-202-0777
	障害者就業・生活支援センター 慈光倶楽部	(社福)慈光学園	306-0504	坂東市生子1617	0280-88-7690
	障害者就業・生活支援センターまゆみ	(医)圭愛会	316-0003	日立市多賀町1-3-6	0294-36-2878
栃木県	県南圏域障害者就業・生活支援センター めーぷる	(社福)せせらぎ会	321-0201	下都賀郡壬生町大字安塚2032 せせらぎ会通勤寮かえで寮内	0282-86-8917
	両毛圏域障害者就業・生活支援センター	(社福)足利むつみ会	326-0032	足利市真砂町1-1 栃木県安足 健康福祉センター内	0284-44-2268
	県北圏域障害者就業・生活支援センター ふれあい	(社福)とちぎ健康福祉協会	329-1312	さくら市桜野1270	028-681-6633
	県東圏域障害者就業・生活支援センター チャレンジセンター	(社福)こぶしの会	321-4305	真岡市荒町111-1	0285-85-8451
	県西圏域障害者就業・生活支援センター フィールド	(社福)希望の家	322-0007	鹿沼市武子1566 希望の家内	0289-60-2588
	宇都宮圏域障害者就業・生活支援センター	(社福)飛山の里福祉会	321-0964	宇都宮市駅前通り3-4-13 森下 ビル3階	028-678-3256
群馬県	障害者就業・生活支援センター エブリィ	(社福)はるな郷	370-0065	高崎市末広町115-1 高崎市総 合福祉センター内	027-361-8666
	障害者支援センター わーくさぽーと	(社福)杜の舎	373-0026	太田市東本町53-20 太田公民 館東別館内	0276-57-8400
	障害者就業・生活支援センター みずさわ	(社福)薫英会	370-3606	北群馬郡吉岡町上野田3480-1	0279-30-5235
	障害者就業・生活支援センター ワークセンターまえばし	(社福)すてっぷ	371-0017	前橋市日吉町2-17-10 前橋市 総合福祉会館1階	027-231-7345
	障がい者就業・生活支援センター メルシー	(社福)明清会	372-0001	伊勢崎市波志江町571-1	0270-25-3390
	障害者就業支援センター トータス	(社福)かんな会	375-0014	藤岡市下栗須873-1 福祉支援 センターもくせい内	0274-22-5933
	障がい者就労・生活支援センター さんわ	(社福)三和会	376-0121	桐生市新里町新川3743	0277-74-6981
	障害者就業・生活支援センターコスモス	(社福)北毛清流会	378-0053	沼田市東原新町1801-40	0278-24-6226
埼玉県	障害者就業・生活支援センター ZAC	(NPO)東松山障害者就労支援 センター	355-0013	東松山市小松原町17-19	0493-24-5658
	障害者就業・生活支援センター こだま	(社福)美里会	367-0101	児玉郡美里町大字小茂田756-3	0495-76-0627
	埼葛北障害者就業・生活支援センター	(社福)啓和会	346-0011	久喜市青毛753-1 ふれあいセン ター久喜内	0480-21-3400
	秩父障がい者就業・生活支援センター キャップ	(社福)清心会	368-0051	秩父市中村町3-12-23 秩父市 ふれあいセンター内	0494-22-2870
	障害者就業・生活支援センター CSA	(社福)あげお福祉会	362-0075	上尾市柏座1-1-15 プラザ館5階	048-767-8991
	障がい者就業・生活支援センター 遊谷	(社福)熊谷礎福祉会ララク遊	360-0041	熊谷市宮町2-65 熊谷市立障害 福祉会館2階	048-599-1755

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
	障害者就業・生活支援センター かわごえ	(社福)親愛会	350-1151	川越市大字今福2896-4	049-246-5321
	東部障がい者就業・生活支援センター みらい	(社福)草加市社会福祉事業団	340-0001	草加市柿木町1105-2	048-935-6611
	障害者就業・生活支援センター みなみ	(社福)戸田わかさ会	335-0021	戸田市新曽1321-1	048-432-8197
	障害者就業・生活支援センター SWAN	(社福)ヤマト自立センター	352-0017	新座市菅沢1-3-1	048-480-3603
千葉県	障害者就業・生活支援センター あかね園	(社福)あひるの会	275-0024	習志野市茜浜3-4-6 京葉測量(株)内	047-452-2718
	障害者就業・生活支援センター 千葉障害者キャリアセンター	(NPO)ワークス未来千葉	261-0002	千葉市美浜区新港43	043-204-2385
	障害者就業・生活支援センター ビック・ハート柏	(社福)実のりの会	277-0005	柏市柏1-1-11 ファミリかしわ3階	04-7168-3003
	障害者就業・生活支援センター 東総就業センター	(社福)ロザリオの聖母会	289-2513	旭市野中3825	0479-60-0211
	障害者就業・生活支援センター ふる里学舎地域生活支援センター	(社福)佑啓会	290-0265	市原市今富1110-1	0436-36-7762
	障害者就業・生活支援センター 就職するなら明朗塾	(社福)光明会	285-0026	佐倉市錦木仲田町9-3	043-235-7350
	障害者就業・生活支援センター 山武ブリオ	(社福)ワーナーホーム	299-3211	山武郡大網白里町細草3221-4	0475-77-6511
	大久保学園障害者就業・生活支援センター	(社福)大久保学園	274-0082	船橋市大神保町1359-7 船橋市光風みどり園内	047-457-7380
	障害者就業・生活支援センター ビック・ハート松戸	(社福)実のりの会	271-0051	松戸市馬橋3240-2	047-343-8855
	障害者就業・生活支援センター エール	(NPO)ぽぴあ	292-0067	木更津市中央1-16-12 サンライズ中央1階	0438-42-1201
	障害者就業・生活支援センター 中里	(社福)安房広域福祉会	294-0231	館山市中里291	0470-20-7188
	障害者就業・生活支援センター 香取就業センター	(社福)ロザリオの聖母会	289-2241	香取郡多古町多古694	0479-74-8331
	障害者就業・生活支援センター 長生ブリオ	(社福)ワーナーホーム	297-0012	茂原市六ツ野2796-40	0475-44-7797
	障害者就業・生活支援センター 夷隅ブリオ	(社福)ワーナーホーム	298-0004	いすみ市大原8748-5	0470-62-6641
	障害者就業・生活支援センター いちされん	(NPO)いちされん	272-0026	市川市東大和田1-2-10 市川市分庁舎C棟内	047-300-8630
	障害者就業・生活支援センター はーとふる	(社福)はーとふる	278-0003	野田市鶴奉7-1 野田市役所内1階	04-7124-0124
東京都	障害者就業・生活支援センター ワーキング・トライ	(社福)JHC板橋会	174-0072	板橋区南常盤台2-1-7	03-5986-7551
	障害者就業・生活支援センター アイーキャリア	(NPO)障害者支援情報センター	158-0091	世田谷区中町2-21-12 なかまちNPOセンター306号	03-3705-5803
	障害者就業・生活支援センター オープナー	(社福)多摩棕櫚亭協会	186-0003	国立市富士見台1-17-4	042-577-0079
	就業・生活支援センター WEL'S TOKYO	(NPO)WEL'S新木場	101-0054	千代田区神田錦町3-21 ちよだプラットフォームスクエアCN312	03-5259-8372 070-6524-7014
	障害者就業・生活支援センター TALANT	(NPO)わかさ福祉会	192-0081	八王子市横山町25-9 ツカキスクエア3階	042-648-3278
	障害者就業・生活支援センター けるん	(NPO)青少年自立援助センター	197-0022	福生市本町94-9 山本ビル1F	042-553-6320

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
神奈川県	障害者支援センター ぽけっと	(社福)よるべ会	250-0851	小田原市曾比1786-1 オークプ ラザⅡ	0465-39-2007
	よこすか障害者就業・生活支援センター	(社福)横須賀市社会福祉事業団	238-0041	横須賀市本町2-1	046-820-1933
	障がい者就業・生活支援センター サンシティ	(社福)進和学園	254-0041	平塚市浅間町2-20	0463-37-1622
	横浜市障害者就業・生活支援センター スタート	(社福)こうよう会	244-0003	横浜市戸塚区戸塚町4111 吉原ビル2階	045-869-2323
	障害者就業・生活支援センター ぽむ	(社福)県央福祉会	243-0401	海老名市東柏ヶ谷3-5-1 ウエル ストーン相模野103	046-232-2444
	湘南障害者就業・生活支援センター	(社福)電機神奈川福祉センター	251-0041	藤沢市辻堂神台1-3-39 タカギビル4階	0466-30-1077
	川崎障害者就業・生活支援センター	(社福)電機神奈川福祉センター	211-0063	川崎市中原区小杉町3-264-3 富士通ユニオンビル3階	044-739-1294
	相模原障害者就業・生活支援センター	(社福)相模原市社会福祉事業団	252-0223	相模原市中央区松が丘1-23-1	042-758-2121
新潟県	障がい者就業・生活支援センター こしじ	(社福)中越福祉会	949-5406	長岡市浦4712-1	0258-92-5163
	障がい者就業・生活支援センター ハート	(社福)県央福祉会	955-0845	三条市西本成寺1-28-8	0256-35-0860
	障がい者就業・生活支援センター アシスト	(社福)のぞみの家福祉会	957-0053	新発田市中央町3-1-1	0254-23-1987
	障がい者就業・生活支援センター さくら	(社福)さくら園	943-0892	上越市寺町2-20-1 上越市福祉 交流プラザ内	025-538-9087
	障がい者就業・生活支援センター らいふあっぷ	(社福)更生慈仁会	950-2076	新潟市西区上新栄町3-20-18	025-250-0210
	障がい者就業・生活支援センター あおぞら	(社福)十日町福祉会	948-0054	十日町市高山1360-2	025-752-4486
	障がい者就業・生活支援センター そよかぜ	(社福)佐渡福祉会	952-1209	佐渡市千種丙205番地2	0259-67-7740
富山県	富山障害者就業・生活支援センター	(社福)セーナー苑	939-2298	富山市坂本3110 社会福祉法人 セーナー苑内	076-467-5093
	高岡障害者就業・生活支援センター	(社福)たかおか万葉福祉会か たかご苑	933-0935	高岡市博労本町4-1 高岡市ふ れあい福祉センター2階	0766-26-4566
	新川障害者就業・生活支援センター	(社福)新川むつみ園	939-0633	下新川郡入善町浦山新2208	0765-78-1140
	砺波障害者就業・生活支援センター	(社福)湊明会	939-1374	砺波市幸町1-7 富山県砺波総 合庁舎内1階	0763-33-1552
石川県	金沢障害者就業・生活支援センター	(社福)金沢市社会福祉協議会	920-0864	金沢市高岡町7-25 金沢市松ヶ 枝福祉館内	076-231-3571
	こまつ障害者就業・生活支援センター	(社福)こまつ育成会	923-0942	小松市桜木町96-2	0761-48-5780
	さいこうえん障害者就業・生活支援センター	(社福)徳充会	926-0811	七尾市御祓町子15-9	0767-52-0517
福井県	福井障害者就業・生活支援センター ふっとわーく	(社福)福井県福祉事業団	910-0026	福井市光陽2-3-22 福井県社会 福祉センター内	0776-97-5361
	嶺南障害者就業・生活支援センター ひびき	(社福)敦賀市社会福祉事業団	914-0063	敦賀市神楽町1-3-20	0770-20-1236
山梨県	障害者就業・生活支援センター 陽だまり	(社福)八ヶ岳名水会	408-0021	北杜市長坂町長坂上条2233 北 杜市障害者総合支援センター内	0551-45-9901
	すみよし障がい者就業・生活支援センター	(財)住吉借成会	400-0851	甲府市住吉4-11-5	055-221-2133

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
	障がい者就業・生活支援センター コピット	(社福)ぶどうの里	404-0042	甲州市塩山上於曾933-1	0553-39-8181
	障がい者就業・生活支援センター ありす	(社福)ありんこ	403-0017	富士吉田市新西原3-4-20	0555-30-0505
長野県	上小地域障害者就業・生活支援センター SHAKE	(社福)かりがね福祉会	386-0012	上田市中央3-5-1 上田市ふれあい福祉センター2階	0268-27-2039
	松本圏域障害者就業・生活支援センター あるぷ	(社福)安曇野福祉協会	399-8205	安曇野市豊科5712-1	0263-73-4664
	長野圏域障害者就業・生活支援センター ウィズ	(社福)ともいき会	380-0935	長野市中御所3-2-1 カネカビル1階	026-214-3737
	飯伊圏域障害者就業・生活支援センター ほっとすまいる	(NPO)飯伊圏域障害者総合支援センター	395-0024	飯田市東栄町3108-1 さんとぴあ飯田1階	0265-24-3182
	佐久圏域障害者就業・生活支援センター ほーぷ	(社福)佐久コスモス福祉会	385-0022	佐久市岩村田1880-4	0267-66-3563
	上伊那圏域障害者就業・生活支援センター きらりあ	(社福)伊那市社会福祉協議会	396-0023	伊那市山寺298-1	0265-74-5627
	北信圏域障害者就業・生活支援センター ぱれっと	(社福)高水福祉会	389-2254	飯山市南町19-8 雁木ぶらざ内	0269-62-1344
	諏訪圏域障害者就業・生活支援センター すわーくらいふ	(社福)清明会	392-0024	諏訪市小和田19-3 諏訪市総合福祉センター内	0266-54-7013
	大北圏域障害者就業・生活支援センター スクラムネット	(社福)信濃の郷	398-0002	大田市大字大町1129 大町総合福祉センター内	0261-26-3855
	木曾圏域障害者就業・生活支援センター とみに	(社福)木曾社会福祉事業協会	399-5607	木曾郡上松町大字小川1702 ひのきの里総合福祉センター内	0264-52-2494
岐阜県	岐阜障害者就業・生活支援センター	(社福)岐阜市社会福祉事業団	500-8876	岐阜市日ノ出町2-5-2 ハヤンビル2階	058-266-4757
	山ゆり障害者就業・生活支援センター	(社福)飛騨慈光会	506-0025	高山市天満町4-64-8 第1ビル1F	0577-32-8736
	ひまわりの丘障害者就業・生活支援センター	(社福)岐阜県福祉事業団	501-3938	関市桐ヶ丘3-2	0575-24-5880
	西濃障がい者就業・生活支援センター	(社福)あゆみの家	503-2123	不破郡垂井町栗原2066-2	0584-22-5861
	東濃障がい者就業・生活支援センター サテライトt	(社福)陶技学園	507-0038(12/8まで) 507-0073(12/9から)	多治見市白山町1-60 (12/8まで) 多治見市小泉町2-93 ルミナス小泉102(12/9から)	0572-21-1151(12/8まで) 0572-26-9721(12/9から)
静岡県	静岡中東遠障害者就業・生活支援センター ラック	(社福)明和会	437-0062	袋井市泉町2-10-13	0538-43-0826
	障害者就業・生活支援センター だんだん	医療法人社団 至空会	433-8101	浜松市北区三幸町201-4	050-3386-8213
	障害者就業・生活支援センター ひまわり	(社福)あしたか太陽の丘	410-0312	沼津市原1418-46	055-968-1120
	富士障害者就業・生活支援センター チャレンジ	(社福)誠信会	417-0801	富士市大淵2075-3	0545-88-9478
	障害者就業・生活支援センター ぱれっと	(社福)ハルモニア	426-0066	藤枝市青葉町2-11-1	054-637-2111
	障害者就業・生活支援センター さつき	(社福)明光会	421-1211	静岡市葵区慈悲尾180	054-277-3019
	障害者就業・生活支援センター おおむろ	(社福)城ヶ崎いこいの里	413-0232	伊東市八幡野1259-21	0557-53-5501
	賀茂障害者就業・生活支援センター・わ	(社福)覆育会	415-0035	下田市東本郷1-7-21	0558-22-5715

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
愛知県	豊橋障害者就業・生活支援センター	(社福)岩崎学園	440-0022	豊橋市岩崎町字長尾119-2	0532-69-1323
	知多地域障害者就業・生活支援センター ワーク	(社福)愛光園	470-2102	知多郡東浦町緒川寿久茂129	0562-34-6669
	なごや障害者就業・生活支援センター	(社福)共生福祉会	453-0012	名古屋市中村区井深町15-17 泉第一ビル2階	052-459-1918
	西三河障害者就業・生活支援センター 輪輪	(社福)愛恵協会	444-3511	岡崎市舞木町字山中町121	0564-27-8511
	尾張北部障害者就業・生活支援センター ようわ	(社福)養楽福祉会	480-0305	春日井市坂下町4-295-1	0568-88-5115
	尾張西部障害者就業・生活支援センター すろーぷ	(社福)樫の木福祉会	494-0012	一宮市明地字上平35-1	0586-68-6822
	尾張東部障害者就業・生活支援センター アクト	(社福)ひまわり福祉会	488-0833	尾張旭市東印場町二反田146	0561-54-8677
	西三河北部障がい者就業・生活支援センター	(社福)豊田市福祉事業団	471-0066	豊田市栄町1-7-1	0565-36-2120
	海部障害者就業・生活支援センター	(社福)名古屋ライトハウス	496-0807	津島市天王通り6丁目1番地六三ビル1階102号室	0567-22-3633
三重県	四日市障害者就業・生活支援センター プラウ	(社福)四日市市社会福祉協議会	510-0085	四日市市諏訪町2-2 総合会館2階	059-354-2550
	伊勢志摩障害者就業・生活支援センター ブレス	(社福)三重済美学院	516-0037	伊勢市岩淵2-4-9	0596-20-6525
	鈴鹿亀山障害者就業・生活支援センター あい	(社福)和順会	513-0801	鈴鹿市神戸1-18-18 鈴鹿市役所西館2階	059-381-1035
	伊賀圏域障がい者就業・生活支援センター ジョブサポート ハオ	(社福)名張育成会	518-0603	名張市西原町2625	0595-65-7710
	障害者就業・生活支援センター そういん	(医)北勢会	511-0061	桑名市寿町1-11	0594-27-7188
	松阪・多気地域障害者就業・生活支援センター マーベル	(社福)敬真福祉会	515-0812	松坂市船江町1392-3 松坂ショッピングセンター「マーム」1階	0598-50-5569
	津地域障がい者就業・生活支援センター ふらっと	(社福)聖マッテヤ会	514-0033	津市丸之内27-10	059-229-1380
滋賀県	障害者雇用・生活支援センター (甲賀)	(社福)しがらき会	528-8511	甲賀市水口町水口6200	0748-63-5830
	障害者就業・生活支援センター 働き・暮らしコト支援センター	(社福)ひかり福祉会	522-0054	彦根市西今町87-16 NaSu8-103	0749-21-2245
	おおつ障害者就業・生活支援センター	(NPO)おおつ「障害者の生活と労働」協議会	520-0044	大津市京町3-5-12 森田ビル5階	077-522-5142
	湖西地域障害者就業・生活支援センター	(社福)ゆたか会	520-1632	高島市今津町桜町2-3-11	0740-22-3876
	湖南地域障害者就業・生活支援センター	(財)滋賀県障害者雇用支援センター	524-0037	守山市梅田町2-1-217 セルバ守山内	077-583-5979
	東近江圏域障害者就業・生活支援センター	(社福)わたむきの里福祉会	523-0891	近江八幡市鷹飼町571 平和堂近江八幡店5階	0748-36-1299
	湖北地域しょうがい者就業・生活支援センター	(社福)湖北会	526-0063	長浜市末広町6-2 ワイエフビル18 1階	0749-64-5130
京都府	京都障害者就業・生活支援センター	(社福)京都総合福祉協会	606-0846	京都市左京区下鴨北野々神町26 北山ふれあいセンター内	075-702-3725
	障害者就業・生活支援センター はびねす	(社福)南山城学園	611-0033	宇治市大久保町北ノ山101-10	0774-41-2661
	障害者就業・生活支援センター わかば	(社福)みずなぎ学園	625-0014	舞鶴市字鹿原772-1	0773-65-2071

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
	しょうがい者就業・生活支援センター あん	(社福)京都ライフサポート協会	619-0204	木津川市山城町上狛前畑12-4	0774-86-5056
	なんたん障害者就業・生活支援センター	(社福)松花苑	621-0042	亀岡市千代川町高野林西ノ畑16-19 総合生活支援センターしょうかえん内	0771-24-2181
	しょうがい者就業・生活支援センター アイリス	(財)長岡記念財団	617-0833	長岡京市神足2-3-1 バンビオ1番館7階701-6	075-952-5180
	障害者就業・生活支援センター こまち	(社福)よさのうみ福祉会	629-2503	京丹後市大宮町周枳1-1	0772-68-0005
大阪府	大阪市障害者就業・生活支援センター	(社福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会	543-0026	大阪市天王寺区東上町4-17 大阪市立中央授産場内	06-6776-7336
	北河内東障害者就業・生活支援センター	(社福)大阪手をつなぐ育成会	574-0036	大東市末広町15-6 支援センターさくら内	072-871-0047
	南河内南障害者就業・生活支援センター	(社福)大阪府障害者福祉事業団	586-0024	河内長野市西之山町2-21	0721-53-6093
	すいた障害者就業・生活支援センター	(社福)ぶくぶく福祉会	564-0031	吹田市元町19-15 丸ニビル102号	06-6317-3749
	高槻市障害者就業・生活支援センター	(社福)花の会	569-0071	高槻市城北町1-7-16 リーベン城北2階	072-662-4510
	八尾・柏原障害者就業・生活支援センター	(社福)信貴福祉会	581-0853	八尾市楽音寺1-84	072-940-1215
	とよなか障害者就業・生活支援センター	(NPO)豊中市障害者就労雇用支援センター	561-0872	豊中市寺内1-1-10 ローズコミュニティ緑地1階	06-4866-7100
	東大阪市障害者就業・生活支援センター	(社福)東大阪市社会福祉事業団	577-0054	東大阪市高井田元町1-2-13	06-6789-0374
	南河内北障害者就業・生活支援センター	(社福)ふたかみ福祉会	583-0856	羽曳野市白鳥3-16-3 セシル古市103	072-957-7021
	枚方市障害者就業・生活支援センター	(社福)であい共生舎	573-8666	枚方市大垣内町2-1-20 枚方市役所別館1階	090-2064-2188
	寝屋川市障害者就業・生活支援センター	(社福)光輝会	572-0832	寝屋川市本町1-2	072-822-0502
	泉州中障害者就業・生活支援センター	(NPO)あいむ	597-0072	貝塚市島中1-3-10	072-422-3322
	茨木・摂津障害者就業・生活支援センター	(社福)摂津市社会福祉事業団	566-0034	摂津市香露園34-1 摂津市障害者総合支援センター内	072-664-0321
	北河内西障害者就業・生活支援センター	(社福)明日葉	570-0081	守口市日吉町1-2-12 守口市身体障害者・高齢者交流会館4階	06-6994-3988
	泉州北障害者就業・生活支援センター	(NPO)チャレンジド・ネットいずみ	594-0071	和泉市府中町1-8-3 和泉ショッピングセンター2階	0725-26-0222
	泉州南障害者就業・生活支援センター	(NPO)障害者自立支援センター ほっぷ	598-0062	泉佐野市下瓦屋222-1 泉佐野人権文化センター2階	072-463-7867
	豊能北障害者就業・生活支援センター	(財)箕面市障害者事業団	562-0015	箕面市稲1-11-2 ふれあい就労支援センター3階	072-723-8801
	堺市障害者就業・生活支援センター	(NPO)堺市障害者就労促進協会	590-0141	堺市南区桃山台1-23-1	072-292-1826
	兵庫県	加古川障害者就業・生活支援センター	(社福)加古川はぐるま福祉会	675-0002	加古川市山手1-11-10
神戸障害者就業・生活支援センター		(社福)神戸聖隷福祉事業団	652-0897	神戸市兵庫区駅南通5-1-1	078-672-6480
西播磨障害者就業・生活支援センター		(社福)兵庫県社会福祉事業団	678-0252	赤穂市大津1327 赤穂精華園内	0791-43-2091
淡路障害者就業・生活支援センター		(社福)兵庫県社会福祉事業団	656-1331	洲本市五色町都志大日707	0799-33-1192

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
	姫路障害者就業・生活支援センター	(社福)姫路市社会福祉事業団	670-0074	姫路市御立西5-6-26 職業自立センターひめじ内	079-291-6504
	丹波障害者就業・生活支援センター	(社福)わかたけ福祉会	669-2314	篠山市東沢田240-1	079-554-1566
	北播磨障害者就業・生活支援センター	(社福)兵庫県社会福祉事業団	673-0534	三木市緑が丘町本町2-3	0794-84-1018
	阪神北障害者就業・生活支援センター	(社福)いたみ杉の子	664-0006	伊丹市鴻池1-10-15	072-777-7471
	阪神南障害者就業・生活支援センター	(社福)三田谷治療教育院	659-0051	芦屋市呉川町14-9 芦屋市保健福祉センター1階	0797-22-5085
	但馬障害者就業・生活支援センター	(社福)とよおか福祉会	668-0044	豊岡市山王町9-2 NTT但馬ビル1階	0796-24-8655
奈良県	なら障害者就業・生活支援センター コンパス	(社福)寧楽ゆいの会	630-8115	奈良市大宮町3-5-39 やまと建設第3ビル302	0742-32-5512
	なら東和障害者就業・生活支援センター たいよう	(社福)大和会	633-0091	桜井市桜井232 ヤガビル3階302号室	0744-43-4404
	なら西和障害者就業・生活支援センター ライク	(社福)萌	636-0802	生駒郡三郷町三室1-10-19	0745-51-2001
	なら中和障害者就業・生活支援センター ブリッジ	(社福)奈良県手をつなぐ育成会	634-0812	橿原市今井町2-9-19	0744-23-7176
	なら南和障害者就業・生活支援センター ハローJOB	(社福)せせらぎ会	638-0821	吉野郡大淀町下淵158-9	0747-54-5511
和歌山県	紀南障害者就業・生活支援センター	(社福)やおき福祉会	646-0061	田辺市上の山2-23-52	0739-26-8830
	障害者就業・生活支援センター つれもて	(社福)一麦会	640-8123	和歌山市三沢町3-40	073-427-8149
	紀中障害者就業・生活支援センター わーくねっと	(社福)太陽福祉会	644-0011	御坊市湯川町財部726-9	0738-23-1955
	東牟婁圏域障害者就業・生活支援センター あーち	(社福)和歌山県福祉事業団	647-0041	新宮市野田1-8	0735-21-7113
	伊都障がい者就業・生活支援センター	(社福)筍憩会	648-0074	橋本市野5-1	0736-32-8246
	岩出紀の川障害者就業・生活支援センター フロンティア	(社福)きのかわ福祉会	649-6226	岩出市宮71-1 パストラルビル1階	0736-61-6300
	海草圏域障害者就業・生活支援センター るーと	(社福)和歌山県福祉事業団	642-0032	海南市名高449	073-483-5152
鳥取県	障害者就業・生活支援センター しらはま	(社福)鳥取県厚生事業団	689-0201	鳥取市伏野2259-17	0857-59-6060
	障害者就業・生活支援センター くらよし	(社福)鳥取県厚生事業団	682-0806	倉吉市昭和町1-156	0858-23-8448
	障害者就業・生活支援センター しゅーと	(社福)あしーど	683-0064	米子市道笑町2-126-4 稲田地所第5ビル1階	0859-37-2140
島根県	浜田障害者就業・生活支援センター レント	(社福)いわみ福祉会	697-0027	浜田市殿町75-8	0855-22-4141
	出雲障がい者就業・生活支援センター リーフ	(社福)親和会	693-0001	出雲市今市町北本町1-1-3 セントラルビル3階	0853-27-9001
	松江障害者就業・生活支援センター ぷらす	(社福)桑友	690-0852	松江市千鳥町70 松江市総合福祉センター3F	0852-60-1870
	益田障がい者就業・生活支援センター エスポア	(社福)希望の里福祉会	698-0003	益田市乙吉町イ336-4 インペリアルビル1階	0856-23-7218
	雲南障害者就業・生活支援センター アーチ	(社福)雲南広域福祉会	690-2405	雲南市三刀屋町古城45-6	0854-45-3150

都道府県	センター名	運営法人	センター 郵便番号	センター所在地	センター 電話番号
	大田障害者就業・生活支援センター ジョブ亀の子	(社福) 亀の子	694-0041	大田市長久町長久口267-6	0854-84-0271
岡山県	岡山障害者就業・生活支援センター	(社福) 旭川荘	701-2155	岡山市北区中原664-1先	086-275-5697
	倉敷障がい者就業・生活支援センター	(社福) 倉敷市総合福祉事業団	710-0834	倉敷市笹沖180	086-434-9886
	津山障害者就業・生活支援センター	(社福) 津山社会福祉事業会	708-0841	津山市川崎1554	0868-21-8830
広島県	みどりの町障害者就業・生活支援センター	(社福) みどりの町	729-1322	三原市大和町箱川1470-2	0847-34-1375
	東部地域障害者就業・生活支援センター	(社福) 静和会	726-0011	府中市広谷町959番地の1 福祉交流館パレットせいわ2F	0847-46-2636
	広島中央障害者就業・生活支援センター	(社福) つつじ	739-0133	東広島市八本松町米満461	082-497-0701
	広島障害者就業・生活支援センター	(社) 広島県手をつなぐ育成会	733-0011	広島市西区横川町2丁目5-6 メゾン寿々屋201号	082-297-5011
	呉芸芸地域障害者就業・生活支援センター	(社) 広島県就労振興センター	737-0051	呉市中央5-12-21 呉市福祉会館2階	0823-25-8870
	広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ	(医) ハートフル	738-8512	廿日市市新宮1-13-1 あいプラザ3F	0829-20-1227
	備北障害者就業・生活支援センター	(社) 備北地域生活支援協会	728-0013	三次市十日市東3-14-25	0824-63-1896
山口県	光栄会障害者就業・生活支援センター	(社福) 光栄会	755-0072	宇部市中村3-10-44	0836-39-5357
	なごみの里障害者就業・生活支援センター	(社福) 下関市民生事業助成会	759-6602	下関市大字蒲生野字横田250	080-6336-0270
	鳴滝園障害者就業・生活支援センター	(社福) ほおの木会	753-0212	山口市下小鯖2287-1	083-902-7117
	障害者就業・生活支援センター 蓮華	(社福) ビタ・フェリーチェ	740-0018	岩国市麻里布町2-3-10 1階	0827-28-0021
	障害者就業・生活支援センター ワークス周南	(社福) 大和福祉会	745-0801	周南市大字久米716-4	0834-39-3700
	ふたば園就業・生活支援センター	(社福) ふたば園	758-0025	萩市土原565-5	0838-21-7066
徳島県	障害者就業・生活支援センター わーくわく	(社福) 愛育会	771-0214	板野郡松茂町満穂字満穂開拓50-5	088-699-7523
	障害者就業・生活支援センター 箬蔵山荘	(社福) 池田博愛会	778-0020	三好市池田町州津井関1121-1	0883-72-2444
	障害者就業・生活支援センター よりそい	(社福) 柏涛会	779-2302	海部郡美波町北河内字本村344-1	0884-77-0434
香川県	障害者就業・生活支援センター 共生	(社福) 恵愛福祉事業団	769-2702	東かがわ市松原1331-5	0879-24-3701
	障害者就業・生活支援センター オリーブ	(社福) あゆみの会	761-8058	高松市勅使町398-18	087-869-4649
	障害者就業・生活支援センター くばら	医療法人社団 三愛会	763-0073	丸亀市柞原町189-1	0877-64-6010
	障害者就業・生活支援センター つばさ	(社福) 三豊広域福祉会	768-0014	観音寺市流岡町750-1	0875-23-2070
愛媛県	えひめ障害者就業・生活支援センター	(社福) 愛媛県社会福祉事業団	790-0843	松山市道後町2-12-11 愛媛県身体障害者福祉センター内	089-917-8516
	障害者就業・生活支援センター あみ	(社福) 来島会	794-0028	今治市北宝来町2-2-12	0898-34-8811

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
	南予圏域障害者就業・生活支援センター きら	(財)正光会	798-0039	宇和島市大宮町3-2-10	0895-22-0377
	障害者就業・生活支援センター エール	(社福)わかば会	792-0013	新居浜市泉池町8-40	0897-32-5630
	八幡浜・大洲圏域障がい者就業・生活支援センター ねっとWorkジョイ	(医)青峰会	796-8010	八幡浜市五反田1番耕地106番地	0894-22-4188
	障害者就業・生活支援センタージョブあしすとUMA	(社福)澄心	799-0404	四国中央市三島宮川4-6-55 伊予三島商工会館1階	0896-23-6558
高知県	障害者就業・生活支援センター ラポール	(社福)高知県知的障害者育成会	787-0010	四万十市古津賀1409	0880-34-6673
	高知障害者就業・生活支援センター シャイン	(社福)太陽福社会	780-0935	高知市旭町2-21-6	088-822-7119
	障害者就業・生活支援センター ゆうあい	(社福)高知県知的障害者育成会	783-0005	南国市大桶乙2305	088-854-9111
	障害者就業・生活支援センター ポラリス	(社福)安芸市身体障害者福祉会	784-0027	安芸市宝永町464-1	0887-34-3739
福岡県	北九州障害者就業・生活支援センター	(社福)北九州市手をつなぐ育成会	804-0067	北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた2階	093-871-0030
	障害者就業・生活支援センター デュナミス	(社福)上横山保育会	834-0115	八女郡広川町大字新代1110 グランセラーノA・B号	0943-32-4477
	福岡県央障害者就業・生活支援センター	(社福)鞍手ゆたか福祉会	822-0024	直方市須崎町16-19	0949-22-3645
	障害者就業・生活支援センター 野の花	(社福)野の花学園	810-0044	福岡市中央区六本松1-2-22 福岡県社会福祉センター5階	092-713-0050
	障害者就業・生活支援センター じゃんぷ	(社福)豊徳会	825-0004	田川市大字夏吉4205-3	0947-23-1150
	障害者就業・生活支援センター ほっとかん	(NPO)大牟田市障害者協議会	836-0041	大牟田市新栄町16-11-1	0944-57-7161
	障害者就業・生活支援センター ちどり	(社福)福岡コロニー	811-3115	古賀市久保1343-3	092-940-1212
	障害者就業・生活支援センター ちくし	(社福)自遊学舎	816-0811	春日市春日公園5-16 コーポ220-1-1	092-592-7789
	障害者就業・生活支援センター はまゆう	(社福)さつき会	811-3431	宗像市田熊5-5-1	0940-34-8200
	障害者就業・生活支援センター ちくぜん	(社福)野の花学園	838-0214	朝倉郡筑前町東小田3539-10	0946-42-6801
	障害者就業・生活支援センター ぽるて	(NPO)久障支援運営委員会	830-0033	久留米市天神101-1 Mビル1階	0942-65-8367
	障害者就業・生活支援センター BASARA	(NPO)嘉飯山ネット BASARA	820-0040	飯塚市吉原町6-1 あいタウン4階	0948-23-5560
	障害者就業・生活支援センター エール	(社福)みぎわ会	824-0036	行橋市南泉2-50-1	0930-25-7511
佐賀県	たちばな会障害者就業・生活支援センター	(社福)たちばな会	849-1422	嬉野市塩田町大字谷所甲1388 たちばな学園内	0954-66-9093
	社会福祉法人若楠障害者就業・生活支援センター もしもしネット	(社福)若楠	841-0005	鳥栖市弥生が丘2-134 若楠療育園第一管理棟1階	0942-87-8976
	障害者就業・生活支援センター ワーカーズ・佐賀	(NPO)ステップ・ワーカーズ	849-0937	佐賀市鍋島3-3-20	0952-36-9081
	障害者就業・生活支援センター RuRi	(社福)東方会	848-0035	伊万里市二里町大里乙403-1	0955-22-6600
長崎県	長崎障害者就業・生活支援センター	(社福)南高愛隣会	854-0022	諫早市幸町2-18	0957-35-4887

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
	長崎県北地域障害者就業・生活支援センター	(社福)民生会	857-0322	北松浦郡佐々町松瀬免109-2	0956-62-3844
	障害者就業・生活支援センター ながさき	(社福)ゆうわ会	852-8555	長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター3階	095-865-9790
	障害者就業・生活支援センター けんなん	(社福)南高愛隣会	855-0045	島原市上の町534-2	0957-65-5002
熊本県	熊本障害者就業・生活支援センター	(社福)慶信会	860-0844	熊本市水道町8-6 朝日生命熊本ビル3階	096-288-0500
	熊本県南部障害者就業・生活支援センター 結	(社福)慶信会	866-0876	八代市田中西町15-15	0965-35-3313
	熊本県北部障害者就業・生活支援センター がまだす	(社福)菊愛会	861-1331	菊池市隈府469-10 総合センターコムサール2階	0968-25-1899
	熊本県有明障害者就業・生活支援センター きずな	(医)信和会	865-0064	玉名市中46-4	0968-71-0071
	熊本県天草障害者就業・生活支援センター	(社福)弘仁会	863-0013	天草市今釜新町3667	0969-66-9866
大分県	障害者就業・生活支援センター 大分プラザ	(社福)博愛会	870-0029	大分市高砂町2-50 オアシスひろば21 3階	097-514-3300
	障害者就業・生活支援センター サポートネットすまいる	(社福)大分県社会福祉事業団	879-0471	宇佐市大字四日市1574-1	0978-32-1154
	障害者就業・生活支援センター はぎの	(社福)大分県社会福祉事業団	877-0012	日田市淡窓1-68-3	0973-24-2451
	豊肥地区就業・生活支援センター つばさ	(社福)紫雲会	879-7111	豊後大野市三重町赤嶺1927-1	0974-22-0313
	障害者就業・支援センター たいよう	(社福)太陽の家	874-0011	別府市大字内竈1393-2	0977-66-0080
	障害者就業・生活支援センター じゃんぷ	(社福)大分県社会福祉事業団	876-0831	佐伯市大手町3-2-6	0972-28-5570
宮崎県	みやざき障害者就業・生活支援センター	(社福)宮崎県社会福祉事業団	880-0930	宮崎市花山手東3-25-2 宮崎市総合福祉保健センター内	0985-63-1337
	のべおか障害者就業・生活支援センター	(社福)高和会	882-0836	延岡市恒富町3-6-5	0982-20-5283
	こばやし障害者就業・生活支援センター	(社福)燦燦会	886-0008	小林市本町32	0984-22-2539
	みやこのじょう障害者就業・生活支援センター	(NPO)キャンパスの会	885-0071	都城市中町1-7 IT産業ビル1階	0986-22-9991
	ひゅうが障害者就業・生活支援センター	(社福)浩和会	883-0021	日向市大字財光寺515-1	0982-57-3007
	にちなん障害者就業・生活支援センター	(社福)にちなん会	887-0021	日南市中央通2-5-10	0987-22-2786
	たかなべ障害者就業・生活支援センター	(社福)光陽会	884-0002	児湯郡高鍋町大字北高鍋1091-1 高鍋電化センタービル1階	0983-32-0035
鹿児島県	かごしま障害者就業・生活支援センター	(社福)鹿児島県社会福祉事業団	899-2503	日置市伊集院町妙円寺1-1-1	099-272-5756
	おおすみ障害者就業・生活支援センター	(社福)天上会	893-0006	鹿屋市向江町29-2 鹿屋市社会福祉会館内	0994-35-0811
	あいらいさ障害者就業・生活支援センター	(社福)真奉会	899-4332	霧島市国分中央1-3-9 馬場ビル1階	0995-44-7111
	あまみ障害者就業・生活支援センター	(社福)三環舎	894-0036	奄美市名瀬長浜町5番6号 奄美市社会福祉センター内	0997-69-3673
沖縄県	障害者就業・生活支援センター ティーダ&チムチム	(社福)名護学院	905-0006	名護市宇茂佐943	0980-54-8181

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
	中部地区障害者就業・生活支援センター	(社福)新栄会	904-0033	沖縄市山里2-1-1	098-931-1716
	南部地区障がい者就業・生活支援センター かるにあ	(社福)若竹福祉会	901-2102	浦添市前田1004-9 2階	098-871-3456
	障害者就業・生活支援センター みやこ	(社福)みやこ福祉会	906-0013	宮古島市平良字下里1202-8	0980-79-0451
	八重山地区障害者就業・生活支援センター どりいむ	(社福)わしの里	907-0002	石垣市真栄里97-4 コンフォート真栄里1階	0980-87-0761

# 「障害者就業・生活支援センター」におけるモデル事業について

## モデル事業の必要性

### ○ 現行制度の基本的な考え方

就労を希望する者には、できる限り一般就労していただけるよう支援を行う。



特別支援学校卒業者等の就労系サービスの利用にあたっては、まずは就労移行支援を利用(アセスメントのための利用であり、短期間の暫定支給決定で可)し、一般就労が可能かどうか見極めていただいたうえで、それが困難であると認められる場合に、就労継続支援B型を利用することを原則としている。

また、特別支援学校の在学中に暫定支給決定を行い、卒業と同時にB型が利用できるよう推奨してきている。



### ○ 就労移行支援事業の体制整備の状況

一方で、就労移行支援事業者が無く、アセスメントのできない地域も多く存在。

(平成23年7月に行った調査では、就労移行支援事業によるアセスメントが困難な市町村が62.6% (1,092市町村/ 1,744市町村))

### ○ 相談支援の強化・充実との関係

相談支援事業所が行うサービス利用計画の作成(就労系)にあたり、アセスメントや評価が必要



### ○ 障害者就業・生活支援センターにおけるアセスメントの可能性の検証

障害者就業・支援センターは、障害福祉圏域に設置が整いつつある状況。(就労移行支援の無い地域でも機能する可能性)



障害者就業・生活支援センターによる就労系サービスの利用に関するアセスメント及びその後の相談支援事業者との協議等にかかる課題を検討・整理するためモデル事業を実施する。

【全国で10か所:補正予算(都道府県)による年度途中からの実施も可】

# モデル事業の実施にあたっての留意事項

## ① 支援対象者

モデル事業の対象者については、就労系福祉サービス事業の利用を希望する特別支援学校等の在校生や精神科病院の退院予定者等など、企業就労の経験がない者及び長期間企業就労をしていない者とする。

## ② 支援方法（アセスメントの実施とアセスメントツール）

支援対象者を把握するため、家族や関係機関（特に、職業評価を行う地域障害者職業センター）との連携を図るとともに、情報交換を行い、相談や実習場面への訪問等を実施し、就労系事業に関するアセスメントを行う。アセスメントについては、就労移行のためのチェックリスト等の活用の他、独自のアセスメントツールも使用し、より適切な評価に努める。  
なお、原則として就労系サービスの利用にあたってのアセスメントは、就労移行支援事業所が行うことを基本とすることから、適切に就労移行支援事業者によるアセスメントが機能している地域以外を想定して実施するものとする。

## ③ 評価を行うための提携事業所の確保

地域に就労移行支援事業所やA型事業所が無いなど、評価を行う体制が整っていない場合も考えられることから、必要に応じて評価実施の提携場所として、複数の企業や事業所（同一法人内を含む）を確保する必要がある。

## ④ 支援期間

アセスメント実施期間については、暫定支給決定期間と同様に、3日～2ヶ月の範囲以内で実施。

## ⑤ 支援結果の記録と報告

支援結果については、適宜・適切に記録するとともに、モデル事業の結果として厚生労働省に報告し、制度化の際の参考として全国に周知することも前提に、分かり易い記録・報告に努める。

## ⑥ アセスメント担当職員の配置

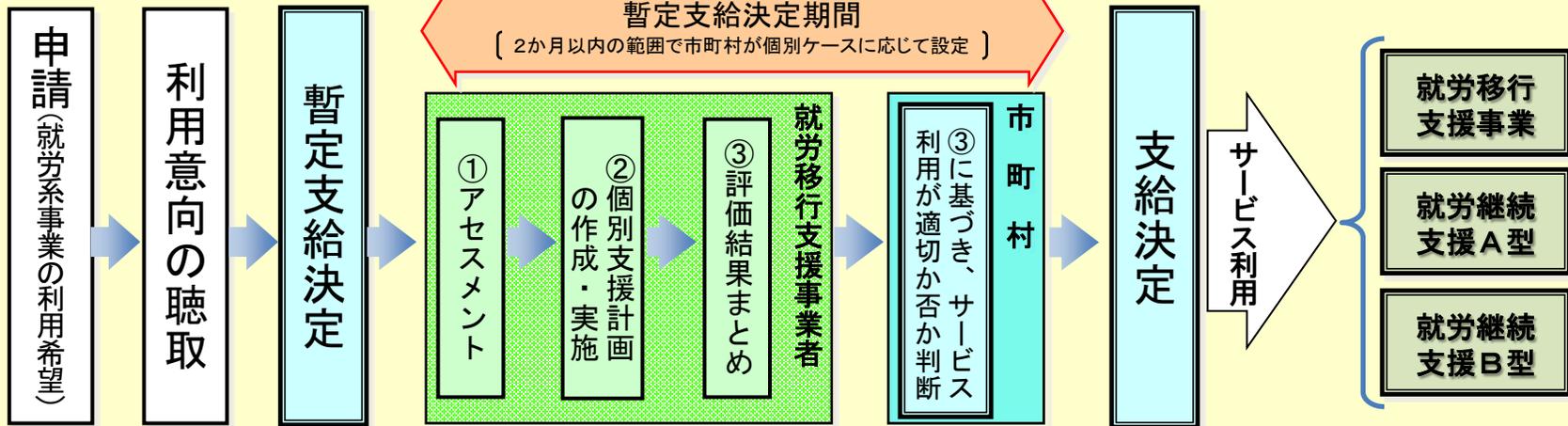
本事業の実施にあたっては、アセスメントを担当する職員1名をセンターに配置する。

## ⑦ 相談支援事業所との連携

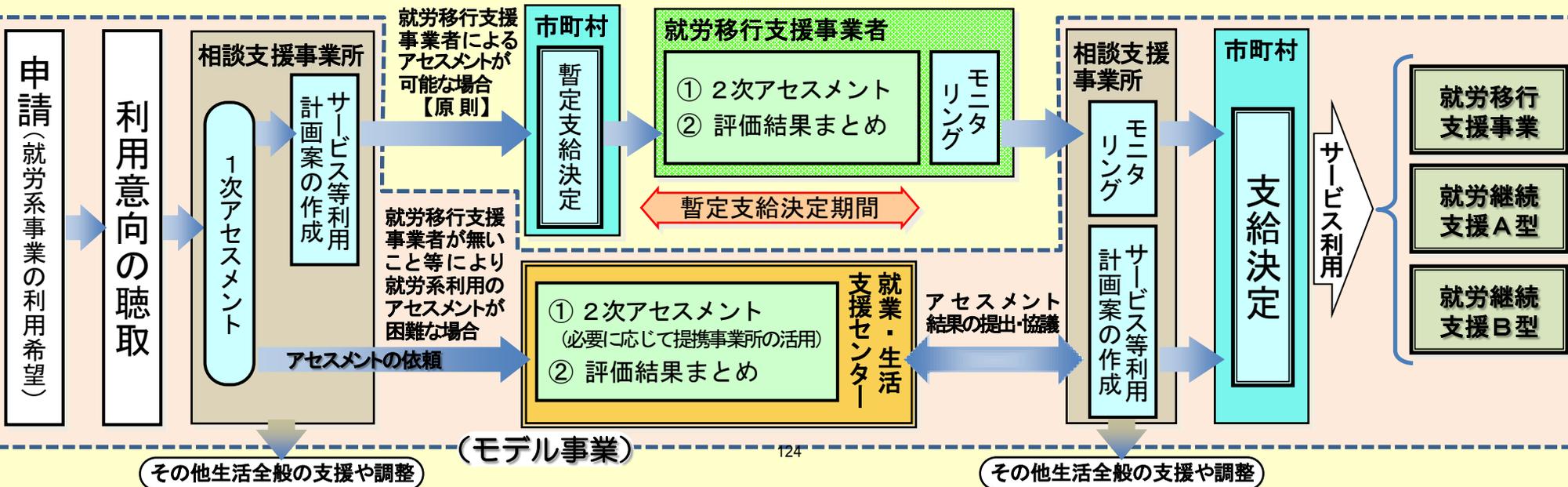
相談支援事業者が行うサービス等利用計画の作成に資するアセスメント結果の提出・協議については、適切な就労系サービスの利用のために行うものであり、アセスメント結果の適切な提供と説明のうえで協議を行い、かかる課題を検討・整理するものとする。  
また、障害者就業・生活支援センターの支援により就職した者のフォローアップ（定着支援）にかかる相談支援事業者との連携・役割分担についても、課題の検討・整理を行うものとする。

# モデル事業におけるサービス等利用計画策定までの流れ（案）

## 現行の流れ



## モデル事業におけるサービス等利用計画策定までの流れ（案）



# 平成24年度予算(案)における社会福祉施設整備費の概要

平成23年度予算		平成24年度予算(案)
10,800,000千円	→	11,733,800千円

## 【要求枠:39億円】

障害児・者の地域移行・地域定着支援や就労支援の充実を図るため、生活介護や就労継続支援等の「日中活動の場」の基盤整備を推進するとともに、グループホーム等の「住まいの場」の整備を推進する。

## 【要望枠(「日本再生重点化措置」):22億円】

基幹相談支援センターの設置を促進するとともに、児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など障害児支援の充実を図るための整備を推進する。

## 【復興事業(仮称)特別会計 復旧・復興枠:45億円】

災害時に、障害福祉サービス事業所や障害児施設等に障害児・者の緊急受入が可能となる設備等を備えた防災拠点等の整備を推進するとともに、障害福祉サービス事業所(通所)の耐震化を図る。

## 【地域自主戦略交付金(内閣府に計上:11.3億円)】

これまで社会福祉施設等施設整備費補助金の整備対象としてきた大規模修繕等及び保護施設等の整備については、平成24年度から地域自主戦略交付金(一括交付金)により対応する。

※ 大規模修繕等:既存施設の一部改修や介護用リフト等の建物に固定して一体的に整備する工事。

# 災害時の障害福祉サービス提供体制の整備

復旧・復興枠要望 45億円

- 災害時に、障害福祉サービス事業所や障害児施設等に障害児・者の緊急受け入れができる設備等を備えた防災拠点の整備や震災に備えた通所施設の耐震化整備を促進。

## 防災拠点スペース等の整備 【14.8億円】

### －災害時における障害児・者の避難所の確保－（施設整備）【13.2億円】

- 災害時における障害児・者は、体育館等を活用して設置される通常の避難所では生活スペースを確保することや、福祉サービスの提供を受けることが極めて困難となるため、受け入れ可能なスペースを整備。

24年度整備カ所：74カ所

### －障害児・者に配慮した避難所設備の整備－（設備整備）【1.6億円】

- 災害時において、特に発達障害者については、環境の変化への適応が困難であること、また、周囲の様子に想像以上に敏感又は鈍感であるなどの特性があるため、障害特性に応じた備品等を整備。

4,260千円（※）× 74カ所

（※主な整備内容）

・防寒具、毛布、簡易トイレ ・可搬式発電機 ・汚水貯留槽 ・避難用仮設テント ・パーテーション 等

## 耐震化整備 【30.2億円】

### －震災に備えた通所施設の耐震化整備の促進－

- 施設の老朽化が進んでいる中、これまで対象となっていなかった通所施設についても早急に耐震化整備を推進。

24年度整備カ所数：140カ所

## 構造改革特別区域の第20次提案等に対する政府の対応方針

平成23年10月28日  
構造改革特別区域推進本部

構造改革特別区域法第3条第3項に基づき、平成23年6月13日から7月12日までの間、構造改革特別区域（以下「特区」という。）に係る第20次提案の募集を実施し、政府においてそれぞれの提案における規制改革要望について検討を行った。

また、これまでの特区の提案に対する政府の対応方針において「規制所管省庁が今後検討を進める」とされた規制改革事項等についても、政府においてとりまとめを行った。

これらを踏まえ、以下のような対応方針をとることとする。

### 1. 新たに特区において講じるべき規制の特例措置

新たに特区において講じるべき規制の特例措置は、別表1のとおりである。

### 2. 全国において実施する規制改革事項

特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項は、別表2のとおりである。

### 3. 規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項

規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項は、別表3のとおりである。これらについては、規制所管省庁はその検討内容及び進捗状況について内閣官房に所要の報告を行い、内閣官房は、提案の趣旨を損なわないよう適切にフォローアップしていくものとする。

### 4. その他

地方公共団体や民間事業者等から提案を受けた事項のうち、今回対象とはならなかったものについては、すべてが特区で講じられる規制の特例措置等としてなじまないものとして整理をしたものではない。今後、地方公共団体や民間事業者等の更なる提案も受けながら、必要に応じて「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で、検討を深めていくものとする。

別表1 新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
939	障害児通所施設における給食の外部搬入方式の容認	<p>児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第11条</p> <p>児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第178号)第28条(第60条、第64条第2項、第80条第3項において準用)</p>	<p>児童福祉施設最低基準第11条の第2項から第5項に定める健全な発育に必要な栄養量の確保や各々の身体的状況や嗜好に配慮するなどの食事を提供する場合の留意点を考慮し、一定の条件を設けた上で、給食の外部搬入について特区として認める。</p> <p>※障害児通所施設:知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設</p>	厚生労働省

(注) 規制所管省庁においては、省令の案を作成するに当たっては、構造改革特区における地域特性を含めた法制上の整理を行った上で、上記及び基本方針の別表に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

## 939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

### 1. 特例を設ける趣旨

児童発達支援センターにおける運営の合理化を進める等の観点から、一定の要件を満たす場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入が可能となるよう、特例を設けるものです。

### 2. 特例の概要

児童発達支援センターについてその運営の合理化を進める等の観点から、次の要件に該当する場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入を可能とします。

- (1) 調理室として加熱、保存等のために必要な調理機能を有する設備を設けること
- (2) 障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること
- (3) 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること
- (4) 必要な栄養素量を給与すること。また、食を通じた障害児の健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するよう努めること

### 3. 基本方針の記載内容の解説

#### ①「児童発達支援センターについてその運営の合理化を進める等の観点」

例えば、障害児一人当たりにかかる通所支援コストが比較的高い過疎地域等の児童発達支援センターにおいて、公営の給食センター等を活用することにより、児童発達支援センター及び給食センター相互で一体的な運営を行うこと等を想定しています。

#### ②「調理室として加熱、保存等のために必要な調理機能を有する設備を設けること」

加熱、保存及び配膳や離乳食、食物アレルギー及び体調不良児等の対応に支障が生じない程度の設備を想定しています。なお、調理室の必置規制を緩和したものではありません。

#### ③「障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること」

障害児の年齢や発達の段階、それぞれの障害の特性等に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができることをいいます。

④「社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準」

この衛生基準とは、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2の規定を指しています。

⑤「現行の調理業務の委託・受託に係る基準」

この調理業務の委託・受託に係る基準とは、「構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について（平成18年3月31日障発第0331011号）」のうち、3（2）中「施設は、業務契約を締結するに当たり、調理業務担当者は、食事の調理のみならず、障害児の障害状況を考慮し、医師等から栄養、食材等の制限について情報を入手し、指導を受けて食材の選定や献立の作成、食事の加工が必要な障害児への対応を行う」部分及び3（3）部分を指しています。

上記を踏まえ、児童発達支援センターの管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうるような体制及び調理業務受託者との契約内容を確保できるようにしてください。

⑥「必要な栄養素量を給与すること」

児童発達支援センターや他の施設、保健所等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われるようにしてください。

⑦「食育プログラム」

この食育プログラムとは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生労働省令第63号）第11条第5項の主旨を踏まえ、障害児ごとに策定する通所支援計画の中に、障害児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障害の特性に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する事項を盛り込むこと等を想定しています。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例に関しては、

- ・ 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けていることを示すため、調理室の面積、有する設備等
- ・ 障害児の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができることを示すため、食事の提供体制等

について、それぞれ特区計画に具体的に記載していただきたいと考えております。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

調理室の写真、図面等を添付していただきたいと考えております。

# 短期入所の事業形態について

事業所の種類	事業所の形態	人員基準		設備基準
併設事業所	障害者支援施設等（※1）と一体的な運営を行う事業所	従業者…当該施設の利用者数及び短期入所の利用者数の合計数を当該施設の利用者数とみなした上で、当該施設として必要とされる数以上		サービス提供に支障がない場合には、当該施設の設備を短期入所の事業の用に供することができる。（居室については当該短期入所について別に設けること。）
空床利用型事業所	障害者支援施設等（※1）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用した運営を行う事業所	管理者…常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（支障がない場合は兼務可）		当該施設として必要とされる設備を有することで足りる。
単独型事業所	併設型事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所	従事者	6：1以上 ※ 指定生活介護等（※2）で行う場合は、指定生活介護等のサービス提供時間帯は、当該事業所の利用者数及び短期入所の利用者数の合計数を当該事業所の利用者数とみなした上で、当該事業所として必要とされる数以上	居室…1の居室の定員は4人以下、地階は設けてはならない、1人当たりの床面積は8平方メートル以上、寝台を備える、ブザーを設ける 食堂…支障がない広さ、必要な備品を備える 浴室…利用者の特性に応じたもの 洗面所・便所…居室のある階ごと、利用者の特性に応じたもの
		管理者…常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（支障がない場合は兼務可）		

## ※1 障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設

- 障害者支援施設、児童福祉施設その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設  
※平成24年度から指定共同生活介護事業所（ケアホーム）、指定共同生活援助事業所（グループホーム）、指定宿泊型自立訓練事業所を追加（これらの事業所については、単独型の指定を受けることも可）

## ※2 指定生活介護等

- 指定生活介護事業所、指定児童デイサービス事業所、指定共同生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定宿泊型自立訓練事業所を含む）、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、指定共同生活援助事業所、指定知的障害児施設等

## 短期入所の報酬区分について

報酬の区分	対象者	サービス提供時間	実施主体	平成24年度からの変更点
イ 福祉型短期入所サービス費	(Ⅰ) 障害者	1日	(法人であること)	
	(Ⅱ) 障害者	夜間のみ(注1)	(法人であること)	
	(Ⅲ) 障害児	1日	(法人であること)	
	(Ⅳ) 障害児	夜間のみ(注1)	(法人であること)	
ロ 医療型短期入所サービス費(注2)	(Ⅰ) 重症心身障害児・者等	1日	病院(看護体制7:1等の要件あり)	
	(Ⅱ) 重症心身障害児・者等	1日	病院、有床診療所、老健施設	
	(Ⅲ) 遷延性意識障害者等	1日	病院、有床診療所、老健施設	
ハ 医療型特定短期入所サービス費(注2)	(Ⅰ) 重症心身障害児・者等	日中のみ	病院(看護体制7:1等の要件あり)	
	(Ⅱ) 重症心身障害児・者等	日中のみ	病院、有床診療所、無床診療所、老健施設	無床診療所を対象に追加
	(Ⅲ) 遷延性意識障害者等	日中のみ	病院、有床診療所、無床診療所、老健施設	無床診療所を対象に追加
	(Ⅳ) 重症心身障害児・者等	夜間のみ(注1)	病院(看護体制7:1等の要件あり)	新設
	(Ⅴ) 重症心身障害児・者等	夜間のみ(注1)	病院、有床診療所、老健施設	新設
	(Ⅵ) 遷延性意識障害者等	夜間のみ(注1)	病院、有床診療所、老健施設	新設

注1 利用者が日中活動サービスを利用した日に短期入所を行う場合(日中活動サービスの報酬と併せて算定可能)

注2 医療型については、24年度から法人格がない病院、診療所も事業者指定の対象となる(障害者自立支援法施行規則の改正)。

# 短期入所を行う場合の要件緩和(空床等の利用)

宿泊型自立訓練、グループホーム、ケアホームにおいても、必要な人員を配置した場合には、併設事業所又は空床利用型事業所として、**既存の設備や空床・空室を活用して短期入所の事業が実施できるよう、現行基準を見直す。**

## 【参考1】 併設事業所・空床利用型事業所として短期入所事業を実施する場合の人員配置基準

宿泊型自立訓練等のサービス提供時間帯		左記以外の時間帯																					
宿泊型自立訓練等の利用者数及び短期入所の利用者数の合計数を当該事業所の利用者数とみなした場合において、当該事業所における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上		生活支援員又はこれに準ずる従業者 6:1以上																					
	時間帯																						
	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7	8
グループホーム ケアホーム 宿泊型自立訓練	サービス提供時間外								サービス提供時間帯		サービス提供時間外								サービス提供時間帯				
短期入所の人員配置基準(併設又は空床利用型事業所)	生活支援員又はこれに準ずる従業者 6:1以上								短期入所の利用者を当該事業所の利用者とみなした場合に必要な数以上		生活支援員又はこれに準ずる従業者 6:1以上(運用上、宿直可(※))								短期入所の利用者を当該事業所の利用者とみなした場合に必要な数以上				

※ 本体事業所以外の施設等における夜勤・宿直職員等であって、別途の報酬により評価される職務に従事している職員との兼務は不可。

## 【参考2】 併設事業所・空床利用型事業所として短期入所事業を実施する場合の設備基準

### 併設事業所として実施する場合

- 併設事業所及び併設本体事業所の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体事業所の利用者の支援に支障がないときは、当該本体事業所の設備(居室を除く。)を指定短期入所事業の用に供することができるものとする。

### 空床利用型事業所として実施する場合

- 宿泊型自立訓練等として必要とされる設備を有することで足りるものとする。

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案(例)

利用者氏名(児童氏名)	障害程度区分	相談支援事業者名
障害福祉サービス受給者証番号		計画作成担当者
地域相談支援受給者証番号	通所受給者証番号	
計画案作成日	モニタリング期間(開始年月)	利用者同意署名欄

利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)	
総合的な援助の方針	
長期目標	
短期目標	

優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等 種類・内容・量(頻度・時間)	課題解決のための 本人の役割	評価時期	その他留意事項
1							
2							
3							
4							
5							
6							

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案【週間計画表】(例)

利用者氏名(児童氏名)		障害程度区分		相談支援事業者名	
障害福祉サービス受給者証番号				計画作成担当者	
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号			

計画開始年月	
--------	--

	月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
6:00								<div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; padding: 5px;">                     週単位以外のサービス                 </div>
8:00								
10:00								
12:00								
14:00								
16:00								
18:00								
20:00								
22:00								
0:00								
2:00								
4:00								

サービス提供 によって実現 する生活の 全体像	
----------------------------------	--

## 申請者の現状(基本情報)(例)

作成日		相談支援事業者名		計画作成担当者	
-----	--	----------	--	---------	--

## 1. 概要(支援経過・現状と課題等)

--

## 2. 利用者の状況

氏名		生年月日		年齢	
住所				電話番号	
	[持家・借家・グループ/ケアホーム・入所施設・医療機関・その他( )]			FAX番号	
障害または疾患名		障害程度区分		性別	男・女
家族構成 ※年齢、職業、主たる介護者等を記入			社会関係図 ※本人と関わりを持つ機関・人物等(役割)		
生活歴 ※受診歴等含む				医療の状況 ※受診科目、頻度、主治医、疾患名、服薬状況等	
本人の主訴(意向・希望)			家族の主訴(意向・希望)		

## 3. 支援の状況

	名称	提供機関・提供者	支援内容	頻度	備考
公的支援(障害福祉サービス、介護保険等)					
その他の支援					

申請者の現状(基本情報)【現在の生活】(例)

利用者氏名		障害程度区分		相談支援事業者名	
				計画作成担当者	

	月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
6:00								<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     週単位以外のサービス                 </div>
8:00								
10:00								
12:00								
14:00								
16:00								
18:00								
20:00								
22:00								
0:00								
2:00								
4:00								

サービス等利用計画・障害児支援利用計画(例)

利用者氏名(児童氏名)	障害程度区分	相談支援事業者名
障害福祉サービス受給者証番号	利用者負担上限額	計画作成担当者
地域相談支援受給者証番号	通所受給者証番号	
計画作成日	モニタリング期間(開始年月)	利用者同意署名欄

利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)	
総合的な援助の方針	
長期目標	
短期目標	

優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等		課題解決のための本人の役割	評価時期	その他留意事項
				種類・内容・量(頻度・時間)	提供事業者名(担当者名・電話)			
1								
2								
3								
4								
5								
6								

サービス等利用計画・障害児支援利用計画【週間計画表】(例)

利用者氏名(児童氏名)		障害程度区分		相談支援事業者名	
障害福祉サービス受給者証番号		利用者負担上限額		計画作成担当者	
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号			

計画開始年月	
--------	--

	月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
6:00								<div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; padding: 5px;">                     週単位以外のサービス                 </div>
8:00								
10:00								
12:00								
14:00								
16:00								
18:00								
20:00								
22:00								
0:00								
2:00								
4:00								

サービス提供 によって実現 する生活の 全体像	
----------------------------------	--

モニタリング報告書(継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助)(例)

利用者氏名(児童氏名)		障害程度区分		相談支援事業者名	
障害福祉サービス受給者証番号		利用者負担上限額		計画作成担当者	
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号			
計画作成日		モニタリング実施日		利用者同意署名欄	

総合的な援助の方針	全体の状況

優先順位	支援目標	達成時期	サービス提供状況 (事業者からの聞き取り)	本人の感想・満足度	支援目標の達成度 (ニーズの充足度)	今後の課題・解決方法	計画変更の必要性			その他留意事項
							サービス種類の変更	サービス量の変更	週間計画の変更	
1							有・無	有・無	有・無	
2							有・無	有・無	有・無	
3							有・無	有・無	有・無	
4							有・無	有・無	有・無	
5							有・無	有・無	有・無	
6							有・無	有・無	有・無	

継続サービス等利用計画・継続障害児支援利用計画【週間計画表】(例)

利用者氏名(児童氏名)		障害程度区分		相談支援事業者名	
障害福祉サービス受給者証番号		利用者負担上限額		計画作成担当者	
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号			

計画開始年月	
--------	--

	月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
6:00								
8:00								
10:00								
12:00								
14:00								
16:00								週単位以外のサービス
18:00								
20:00								
22:00								
0:00								
2:00								
4:00								

サービス提供 によって実現 する生活の全 体像	
----------------------------------	--

# 地域移行支援・地域定着支援と補助事業の整理

【平成23年度】

【平成24年度以降】

## 地域生活支援事業(補助金)

### 【1 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)】

- ① 入居支援(家族同居者等への個別支援)
- ② 入居支援(障害者入所施設・精神科病院入院者への個別支援)
- ③ 24時間支援

### 【2 地域移行のための安心生活支援事業】

- ① 常時の連絡体制と緊急時の支援
- ② 緊急一時的な宿泊(居室の確保料以外分)
- ③ 一人暮らしの体験宿泊(同上)
- ④ ②・③の居室の確保料
- ⑤ 地域の体制整備のためのコーディネート

## 地域生活支援事業(補助金)

- 入居支援(家族と同居する者等の個別支援、個別支援以外の各種取組)
  - 緊急一時的な宿泊・体験宿泊の居室の確保料
  - 地域の体制整備のためのコーディネート
- ※ 1・2の上記以外の事業は、法施行時のために地域相談支援の提供体制が十分でない場合は体制整備されるまで補助対象。

## 自立支援給付費負担金(個別給付)

### 【地域移行支援】

- 対象者 入所施設及び精神科病院入院者
- サービス内容
  - ・地域移行に向けた相談、同行による支援
  - ・一人暮らしの体験宿泊
  - ・障害福祉サービス事業(日中活動系)の体験利用
  - ・入居支援

### 【地域定着支援】

- 対象者  
居宅で単身で生活する障害者又は同居する家族等による緊急時の支援が見込まれない者
- サービス内容
  - ・常時の連絡体制の確保
  - ・緊急時の支援(緊急一時的な宿泊を含む)

## 基金事業

### 【3 障害者を地域で支える体制づくりモデル事業】

- ① 拠点のコーディネーター配置
- ② 24時間のサポート体制づくり 等

## 基金事業(経過措置として平成24年度まで延長)

### 【障害者を地域で支える体制づくりモデル事業】

- ① 拠点のコーディネーター配置
- ② 24時間のサポート体制づくり 等

継続<sup>42</sup>

# 児童福祉法の一部改正の概要

# 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

## ① 趣旨

公布日施行

- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

## ② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日（予定））から施行

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

## ③ 障害者の範囲の見直し

公布日施行

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

## ④ 相談支援の充実

平成24年4月1日施行

- 相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）
- 支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

## ⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行）
- 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 在園期間の延長措置の見直し（18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。）

## ⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成23年10月1日（予定））から施行

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
  - 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）
- （その他）(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ、(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6)：公布日施行  
(2)(4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日（予定））から施行

# 障害児支援の強化～今回の改正のポイント～

- 障害のある児童が身近な地域で適切な支援が受けられるようにするとともに、併せて、年齢や障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図る。

## ■ 障害児施設の一元化

障害種別で分かれている現行の障害児施設を、通所による支援を「障害児通所支援(児童発達支援等)」、入所による支援を「障害児入所支援(障害児入所施設)」にそれぞれ一元化

## ■ 障害児通所支援の実施主体を市町村へ移行

通所サービスの実施主体は身近な市町村に変更。これにより障害者自立支援法の居宅サービスと通所サービスの一体的な提供が可能。

## ■ 放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の創設

学齢児を対象としたサービスを創設し、放課後支援を充実。また、障害があっても保育所等の利用ができるよう訪問サービスを創設。

## ■ 在園期間の延長措置の見直し

18歳以上の障害児施設入所者に対し自立支援法に基づく障害福祉サービスを提供し、年齢に応じた適切な支援を提供。

<sup>145</sup> \* 現に入所していた者が退所させられないようにする。

# 障害児施設・事業の一元化 イメージ

○ 障害児支援の強化を図るため、現行の障害種別ごとに分かれた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。

<< 障害者自立支援法 >>

【市町村】

児童デイサービス

<< 児童福祉法 >>

【都道府県】

知的障害児通園施設

難聴幼児通園施設

肢体不自由児通園施設(医)

重症心身障害児(者)通園事業(補助事業)

知的障害児施設  
第一種自閉症児施設(医)  
第二種自閉症児施設

盲児施設  
ろうあ児施設

肢体不自由児施設(医)  
肢体不自由児療護施設

重症心身障害児施設(医)

通所サービス

入所サービス

(医)とあるのは医療の提供を行っているもの

<< 児童福祉法 >>

【市町村】

障害児通所支援

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援

【都道府県】

障害児入所支援

- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

# 障害児通所支援について

## ①児童発達支援（医療型を含む）

# 児童発達支援の概要

- 従来の各障害別に分かれていた障害児通園施設・事業については、「児童発達支援」に一元化し、様々な障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられるようにする。
- 児童発達支援には、従来の事業形態等を踏まえて、①児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センター、②その他の児童発達支援事業の2類型。

## 1. 各障害別から3障害対応

- ・身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害児を含む)  
\* 手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
- ・障害特性へのきめ細かい配慮を行いつつ、様々な障害を受け入れ通所支援を提供  
\* 3障害対応を原則とするが、障害の特性に応じた支援の提供も可能

## 2. 地域支援体制の強化

### (1) 児童発達支援センター

- ◆ 通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、
  - ①地域にいる障害児や家族への支援、
  - ②地域の障害児を預かる施設に対する支援を実施するなどの地域支援を実施
- ◆ 関係機関等と連携を図りながら重層的な支援を提供するとともに、児童発達支援事業との支援ネットワークを形成するなど、地域支援体制を強化

### (2) 児童発達支援事業

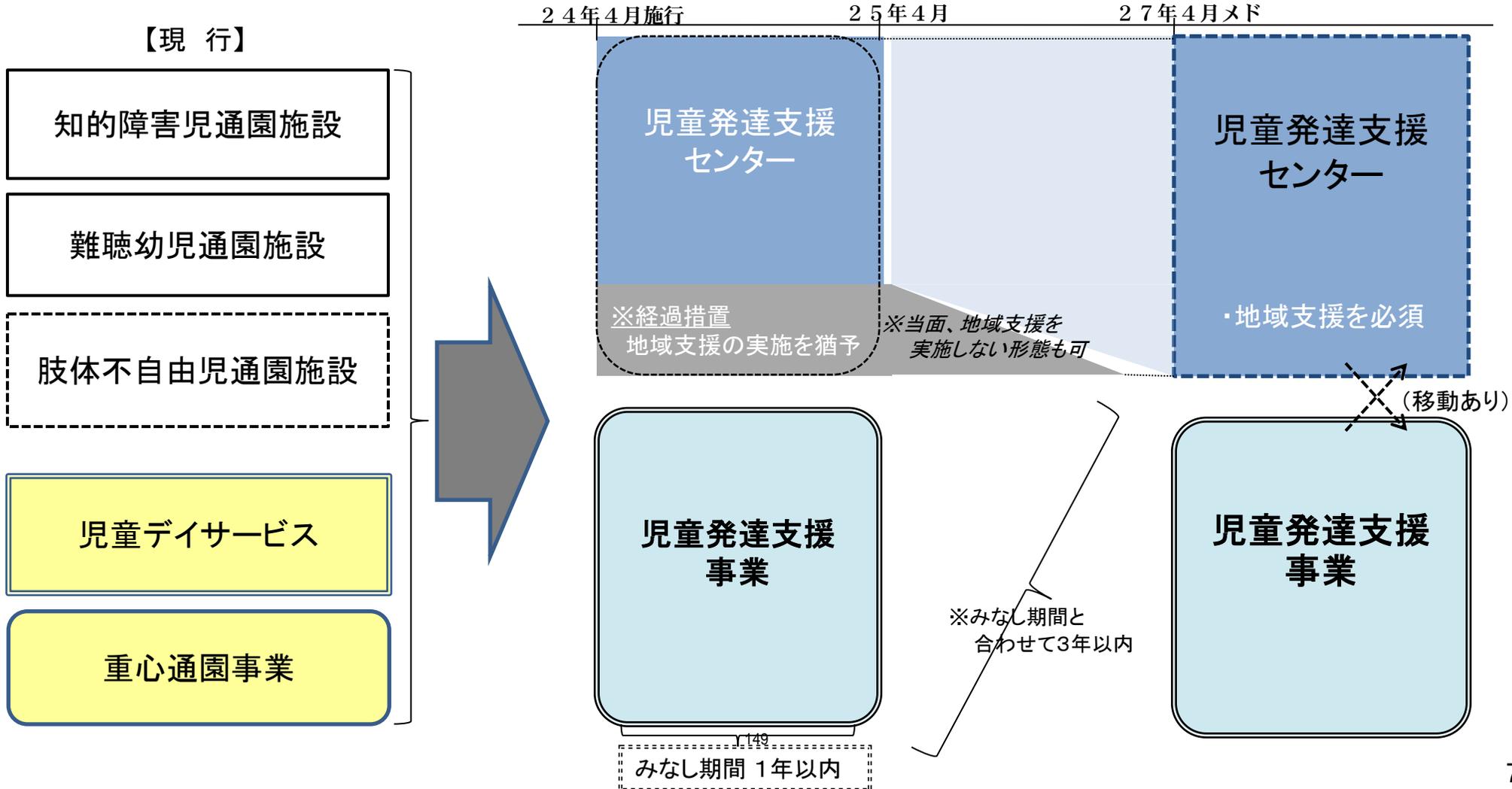
- ◇ 専ら通所利用の障害児に対する支援を行う身近な療育の場として位置づけ
- ◇ 児童発達支援センターよりも緩やかな実施基準とし、児童発達支援事業の設置を促進
- ◇ 児童発達支援センターとの支援ネットワークにより地域をカバー(児童発達支援センターからの支援等により質も向上)

## 3. 小規模ニーズへの対応

利用定員を10人以上 (\*重症心身障害児(者)通園事業からの移行の児童発達支援事業の場合は5人以上)

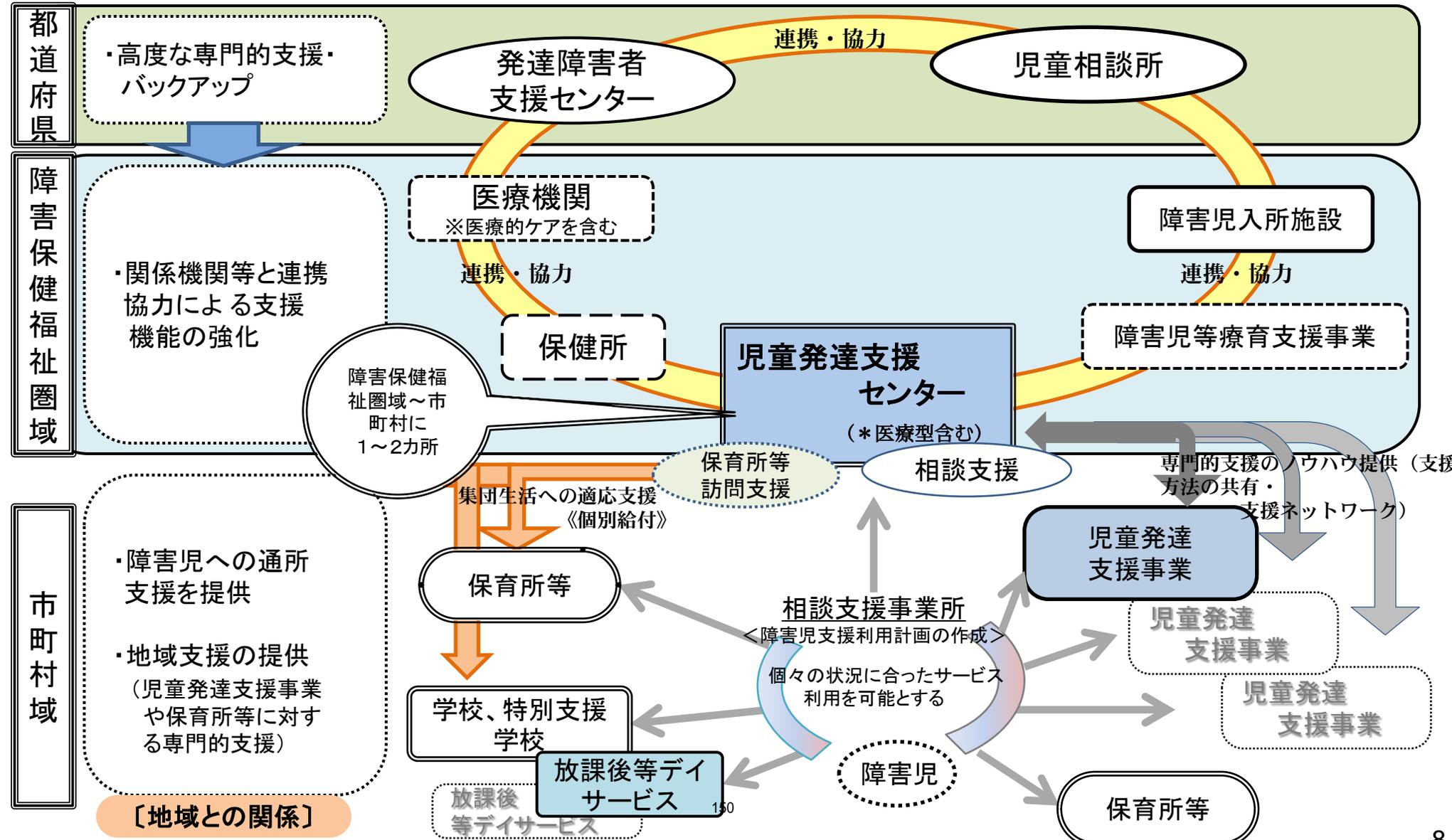
# 児童発達支援センター等への移行(案)

- 児童発達支援センターは、児童福祉施設であるため、従来の知的障害児通園施設等からの移行が想定。一方、児童発達支援事業は、児童デイサービスや重心通園事業からの移行が想定。
- 児童発達支援センターは、地域支援を提供するための体制整備等に一定の期間を要するものと考えられることから、地域支援の実施を猶予する3年以内の経過措置を講ずる。



# 児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の強化(例)

児童発達支援センターが障害児支援のノウハウを広く提供することにより、身近な地域で障害児を預かる施設の質の担保と量的な拡大に繋がることを期待。



# 児童発達支援（児童発達支援センター（医療型を含む）及びそれ以外の児童発達支援事業）の 指定基準の概要

## 1. 人員基準設定の考え方

- 現行の障害児通園施設及び児童デイサービスからの円滑な移行と、これまでの支援水準を維持できるよう、現行の基準を基本として設定。
- 計画的かつ効果的な支援を提供するため、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスに置くこととされているサービス管理責任者に相当する者として、「児童発達支援管理責任者」を配置（→別紙）。
- 個別支援計画に基づき、各障害に応じた専門的な訓練を場合に、必要な専門職を配置するよう基準に規定。主たる対象とする障害が難聴の場合には、現行の「聴能訓練担当職員、言語機能訓練担当職員」を「言語聴覚士」に変更。  
（※現行ある施設・事業所については、一定期間、現行の基準によることができる旨の経過措置を講ずる。）

## 2. 設備基準設定の考え方

- 現行の障害児通園施設及び児童デイサービスからの円滑な移行と、様々な障害を受け入れることができるよう、基準を弾力化。

# 児童発達支援センターの指定基準

## 人員基準・設備基準の概要

人員基準	嘱託医※1	1人以上
	児童指導員及び保育士	総数：通じて障害児の数を4で除して得た数以上 ※現行ある施設は、一定期間、現行の基準によることができる旨の経過措置を講ずる。 ・児童指導員：1人以上 ・保育士：1人以上
	栄養士※2	1人以上
	調理員※2	1人以上
	その他必要な職員※3	日常生活を営むのに必要な機能訓練等を行う場合 ただし、主たる対象とする障害が難聴の場合は、言語聴覚士4人以上 ※現行ある施設は、一定期間、現行の基準によることができる旨の経過措置を講ずる。
	児童発達支援管理責任者	1人以上

※1 主たる対象の障害が知的障害の場合は、精神科又は小児科、難聴の場合は、耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者

※2 40人以下の施設にあっては、栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

※3 配置した場合は児童指導員等の総数に充てることができる。

設備基準	指導訓練室	・定員：おおむね10人 ・障害児1人当たりの床面積：2.47㎡以上 ※主たる対象者が難聴及び重心の場合は、定員及び床面積の要件は適用しない。
	遊戯室	・障害児1人当たりの床面積1.65㎡以上 ※主たる対象者が難聴及び重心の場合は、床面積の要件は適用しない。
	その他	・医務室、相談室、調理室、便所、屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）その他、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。 ただし、主たる対象とする障害を知的障害とする場合には、静養室を、主たる対象とする障害を難聴とする場合は、聴力検査室を設けること。

# (別紙) 児童発達支援管理責任者の配置について

利用障害児に対して、個別支援計画に基づき計画的かつ効果的な支援を提供するため、障害児支援に共通する職種として新設。

## 《児童発達支援管理責任者の要件》

児童発達支援管理責任者は、障害児支援に関する専門的な知識と経験及び個別支援計画の作成・評価などの知見と技術が必要であることから、要件は、①から③を満たす者とする。

### ①実務経験者

※実務経験の対象となる業務

保健、医療、福祉、就労、教育の分野において直接支援業務、相談支援業務、就労支援業務などの業務を対象とする。

具体的には、自立支援法に基づくサービス管理責任者と同等とする予定。

### ②児童発達支援管理責任者研修修了者

※研修の内容は、自立支援法に基づくサービス管理責任者研修と同等のものとし、今後定める。

### ③相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者(又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者)

## 《経過措置》

実務経験の要件を満たしていれば、施行後3年間で児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修(講義部分)を修了することを条件として、この間、児童発達支援管理責任者の業務を行うことができる。(3年間の経過措置)

なお、過去に、サービス管理責任者研修(児童分野)を修了している者については、児童発達支援管理責任者研修を修了しているものとみなす。

(※)児童発達支援管理責任者は、支援の提供に支障がない限りにおいて、管理者や他の一体的に運営する事業の児童発達支援管理責任者(サービス管理責任者含む。)との兼務を可能とする。

## 児童発達支援事業（児童発達支援センター以外で児童発達支援を行う場合）の指定基準

### 人員基準・設備基準の概要

人員基準	従業者	指導員又は保育士	<p>単位ごとに当該支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数（1人以上は常勤）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児数が10人までは、2人以上</li> <li>・ 障害児数が10人を超えるときは、2人に、障害児数が10人を超えて5又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</li> </ul>
		その他必要な職員※	日常生活を営むのに必要な機能訓練等を行う場合
		児童発達支援管理責任者	1人以上
	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導訓練室、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。</li> <li>・ また、指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えること。</li> </ul>		

※ 配置した場合は指導員等の総数に充てることができる。

## 医療型児童発達支援センターの指定基準

### 人員基準・設備基準の概要

人員基準	医療法上に規定する診療所として必要とされる従業者	同法に規定する診療所として必要とされる数
	児童指導員	1人以上
	保育士	1人以上
	看護師	1人以上
	理学療法士又は作業療法士	1人以上
	その他必要な職員	日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合
	児童発達支援管理責任者	1人以上
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法上に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。</li> <li>・訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。</li> <li>・浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。</li> <li>・階段の傾斜を緩やかにすること。</li> </ul>	

※ 指定に当たっては、法人格の有無は問わない。

## ②主たる対象の障害を重症心身障害とする場合の児童発達支援

# 児童発達支援(主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合)の概要

## 【考え方】

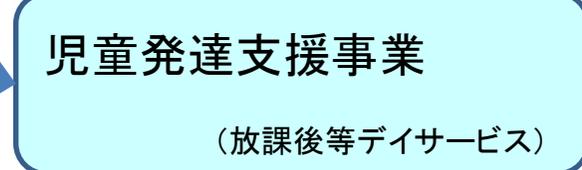
- 重症心身障害児(者)通園事業の形態として、重症心身障害児施設等併設・専用スペース型(A型)と既存施設内実施型(B型)があるが、
  - 重症心身障害児施設等併設・専用スペース型(A型)の移行先として、児童発達支援事業を基本とするが、児童発達支援センターの基準を満たすことができる場合には、児童発達支援センターを選択することが可能。
  - 既存施設内実施型(B型)は、児童発達支援事業へ移行  
※就学児童が利用する場合には、放課後等デイサービス。
- 医療機関で実施している場合は、医療型児童発達支援センターの基準を満たすことができる場合は、医療型児童発達支援センターを選択して移行可能。

(現行)重症心身障害児(者)通園事業



又は

(移行後)



# 重症心身障害児(者)通園事業の法定化

- 今般の児童福祉法の改正により、従来、国庫補助事業で実施してきた「重症心身障害児(者)通園事業」については、「児童発達支援」として法定化。
- また、重心通園事業は、18歳以上の障害者も利用していることから、引き続き支援を提供するためには、併せて障害福祉サービス(生活介護)の指定をとることが必要。
- そのため、法定化に当たっては、円滑な移行を考慮し、  
①小規模な実施形態に配慮、②児者一体的な支援を継続できるよう特例措置

\* 利用者には、支給決定に当たって、本人の申出により障害程度区分の判定等の手続きを省略して支給決定を行う経過措置がある。

## 【現行】

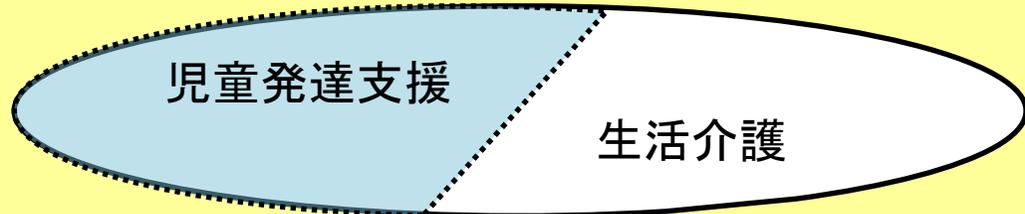
### 重症心身障害児(者)通園事業

- ①重症心身障害児施設等併設・専用スペース型(A型)  
定員15人
- ②既存施設内実施型(B型)  
定員5人を標準

\* 重症心身障害児・者が利用

法定化

## ■ 児童発達支援と生活介護を一体的に実施することが可能



- ①従来の多機能型事業所による実施、又は小規模な実態を考慮し、②児童発達支援と生活介護の指定を同時に受ける特例措置(\*)により実施。

- \* ①定員は児・者の合計、②職員・設備について兼務・共用を可  
※障害福祉サービスの指定基準を満たさなくても指定を取ることが可能
- \* 児童発達支援の最低定員を5人以上と設定。生活介護も5人以上で実施可能。

児者一体的な支援を継続

# 児童発達支援(主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合)の指定基準の概要

## 1. 人員基準設定の考え方

- 現行の重症心身障害児(者)通園事業からの円滑な移行と、これまでの支援水準を維持できるように、現行の補助要件を基本として設定。
- 他の児童発達支援と同様、計画的かつ効果的な支援を提供するため、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスに置くことになっているサービス管理責任者に相当する者として、「児童発達支援管理責任者」を配置。

(※)現行の補助要件にある「作業療法又は理学療法若しくは言語療法を担当する職員」については、省令化に伴い、「機能訓練等を行う職員」に表現を統一。

## 2. 設備基準設定の考え方

- 現行の重症心身障害児(者)通園事業からの円滑な移行ができるよう、現行の補助要件を基本として設定。

# 主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合の児童発達支援の指定基準

## 人員基準・設備基準の概要

	職種	児童発達支援事業として実施する場合	児童発達支援センターとして実施する場合
人員基準	嘱託医	1人以上	1人以上
	看護師	1人以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総数：4：1以上</li> <li>・ 看護師：1人以上</li> <li>・ 児童指導員：1人以上</li> <li>・ 保育士1人以上</li> <li>・ 機能訓練等担当職員 (※理学療法又は作業療法若しくは言語療法担当職員)</li> </ul> : 1以上
	児童指導員 又は保育士	1人以上	
	機能訓練等を行う職員 (※作業療法又は理学療法若しくは言語療法を担当する職員)	1人以上	
	栄養士※1	—	
	調理員※1	—	1人以上
	児童発達支援管理責任者	1人以上	1人以上
	設備基準	指導訓練室、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。	指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場、医務室、相談室、調理室、便所、その他、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。※2

※1 40人以下の施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

※2 遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は設けないことができる。

(注)医療型児童発達支援センターの基準を満たせば、医療型への移行も可能

## ③放課後等デイサービス

# 放課後等デイサービスの概要

## ○ 事業の概要

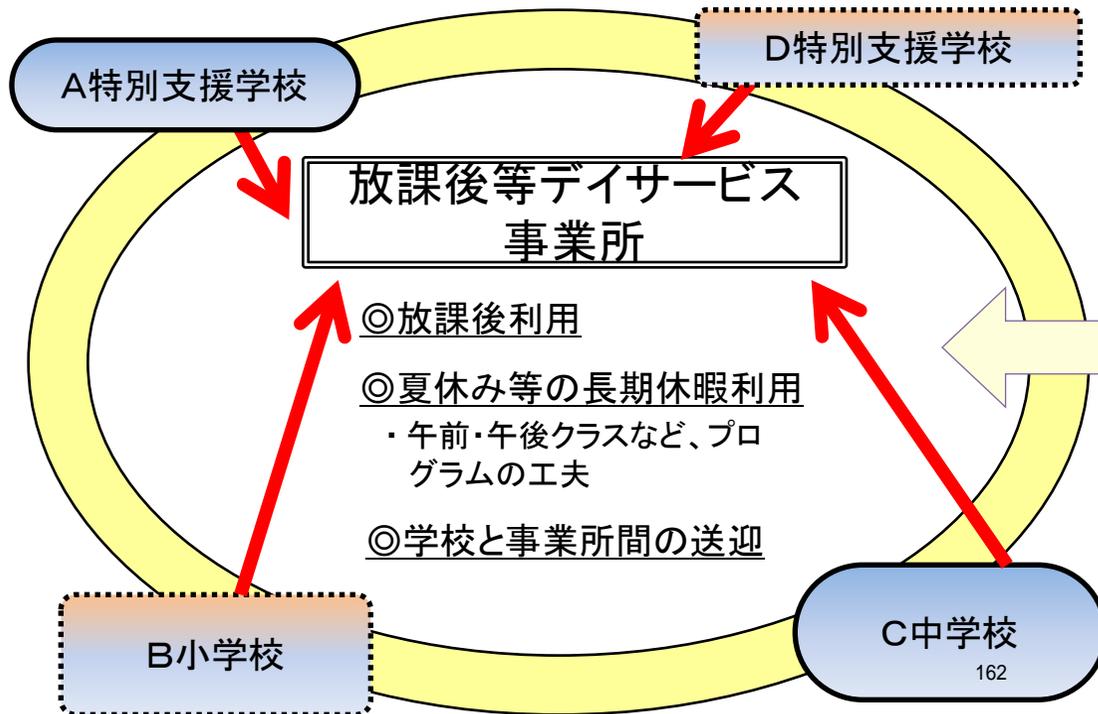
- ・ 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進。

## ○ 対象児童

学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児  
(\*引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することが可能)

## ○ 利用定員

10人以上  
※児童デイサービスからの移行を考慮



## ○ 提供するサービス

- ◆ 学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等
  - ① 自立した日常生活を営むために必要な訓練
  - ② 創作的活動、作業活動
  - ③ 地域交流の機会の提供
  - ④ 余暇の提供
- ◆ 学校との連携・協働による支援(学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性)

# 放課後等デイサービスの指定基準の概要

## 1. 人員基準設定の考え方

- 放課後等デイサービスは、現行の児童デイサービスのうちⅡ型の事業所(就学前児童の数が70%未満、報酬上の区分)からの移行が想定されるため、円滑な移行と、これまでの支援水準を維持できるよう、現行の基準を基本として設定。
- 児童発達支援と同様、計画的かつ効果的な支援を提供するため、現行のサービス管理責任者に相当する者として、「児童発達支援管理責任者」を配置。
- 個別支援計画に基づき、各障害に応じた専門的な訓練を場合に、必要な専門職を配置するよう基準に規定。

## 2. 設備基準設定の考え方

- 現行の児童デイサービスからの円滑な移行できるよう、現行の基準を基本として設定。

## 放課後等デイサービスの指定基準

### 人員基準・設備基準の概要

人員基準	従業者	指導員又は保育士	<p>単位ごとに当該支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数（1人以上は常勤）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児数が10人までは、2人以上</li> <li>・ 障害児数が10人を超えるときは、2人に、障害児数が10人を超えて5又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</li> </ul>
		その他必要な職員※	日常生活を営むのに必要な機能訓練等を行う場合
		児童発達支援管理責任者	1人以上
	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導訓練室、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。</li> <li>・ また、指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えること。</li> </ul>		

※ 配置した場合は指導員等の総数に充てることができる。

## ④保育所等訪問支援

# 保育所等訪問支援の概要

## ○ 事業の概要

- ・ 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。

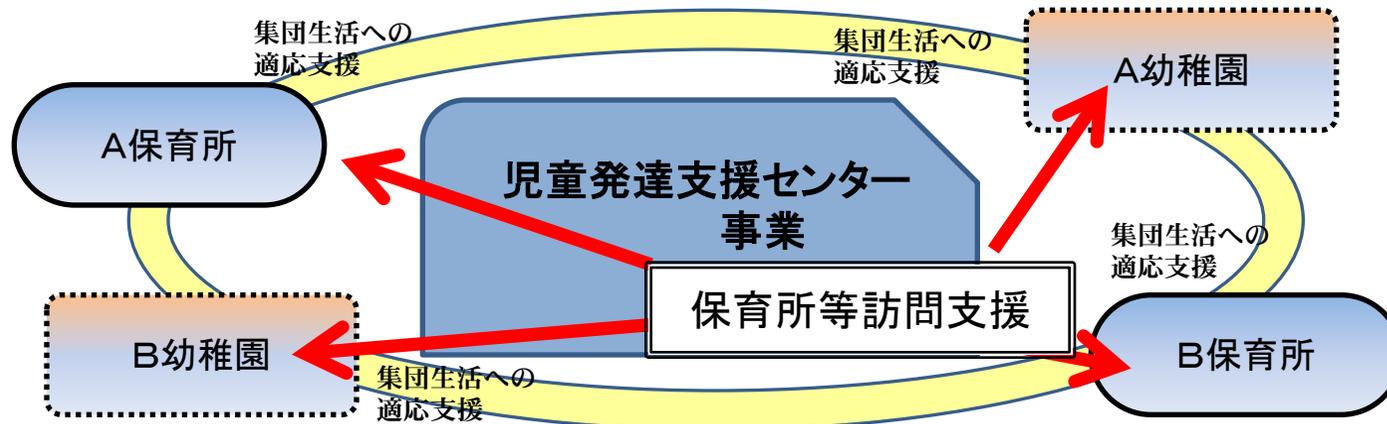
## ○ 対象児童

保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児

- \* 「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断
- \* 発達障害児、その他の気になる児童を対象

個別給付のため障害受容が必要

相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要



## ○ 訪問先の範囲

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園
- ・ 小学校、特別支援学校
- ・ その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

## ○ 提供するサービス

- ◆ 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等
  - ① 障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
  - ② 訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)
- ◆ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- ◆ 訪問支援員は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。

# 保育所等訪問支援の指定基準の概要

## 1. 人員基準設定の考え方

- 保育所等に訪問して障害児への直接支援や保育所等のスタッフ支援を行うため、障害児支援の経験等を有する訪問支援員を事業規模に応じて弾力的に配置できるように規定。
- 訪問先に利用障害児に対して計画的かつ効果的な支援を提供するため、支援内容を管理・調整する者として、「児童発達支援管理責任者」を配置。

## 2. 設備基準設定の考え方

- 支援に提供が必要な設備及び備品など、事業に取り組みやすい基準に設定。

## 保育所等訪問支援の指定基準

### 人員基準・設備基準の概要

人員 基準 案	従業者	訪問支援員	事業規模に応じて必要な数 (障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士及び心理担当職員等であって、集団生活への適応のための専門的な支援の技術を有する者)
		児童発達支援管理責任者※	1人以上
	管理者	原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)	
設備 基準 案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。</li> </ul>		

※ 支援の提供にあたって、児童発達支援管理責任者が訪問支援を行うことは妨げないが、同一人物が全ての職種を兼務することは不可とする。

# 3. 障害児入所支援について

# 障害児入所支援の概要

- 従来の各障害別に分かれていた障害児入所施設については、「障害児入所施設」として一元化し、重複障害等への対応の強化を図るとともに、自立に向けた計画的な支援を提供。
- 障害児入所施設には、従来の事業形態等を踏まえて、①福祉型障害児入所施設、②医療を併せて提供する医療型障害児入所施設の2類型。

## 1. 各障害別から3障害対応

- ・ 身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む）
  - \* 手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
  - \* 3障害対応を原則とするが、障害の特性に応じた支援の提供も可能（ただし、医療型の対象は、知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児）

## 2. 様々な障害や重複障害等への対応

### 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

- ◆ 従来の障害種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障害以外の障害を受け入れた場合に、その障害に応じた適切な支援を提供（医療型は、このほか医療を提供）
- ◆ 18歳以上の障害児施設入所者は、障害者施策（障害者自立支援法の障害福祉サービス）で対応することとなることを踏まえ、自立（地域生活への移行等）を目指した支援を提供。
  - \* 重症心身障害児施設は、重症心身障害の特性を踏まえ児者一貫した支援の継続が可能

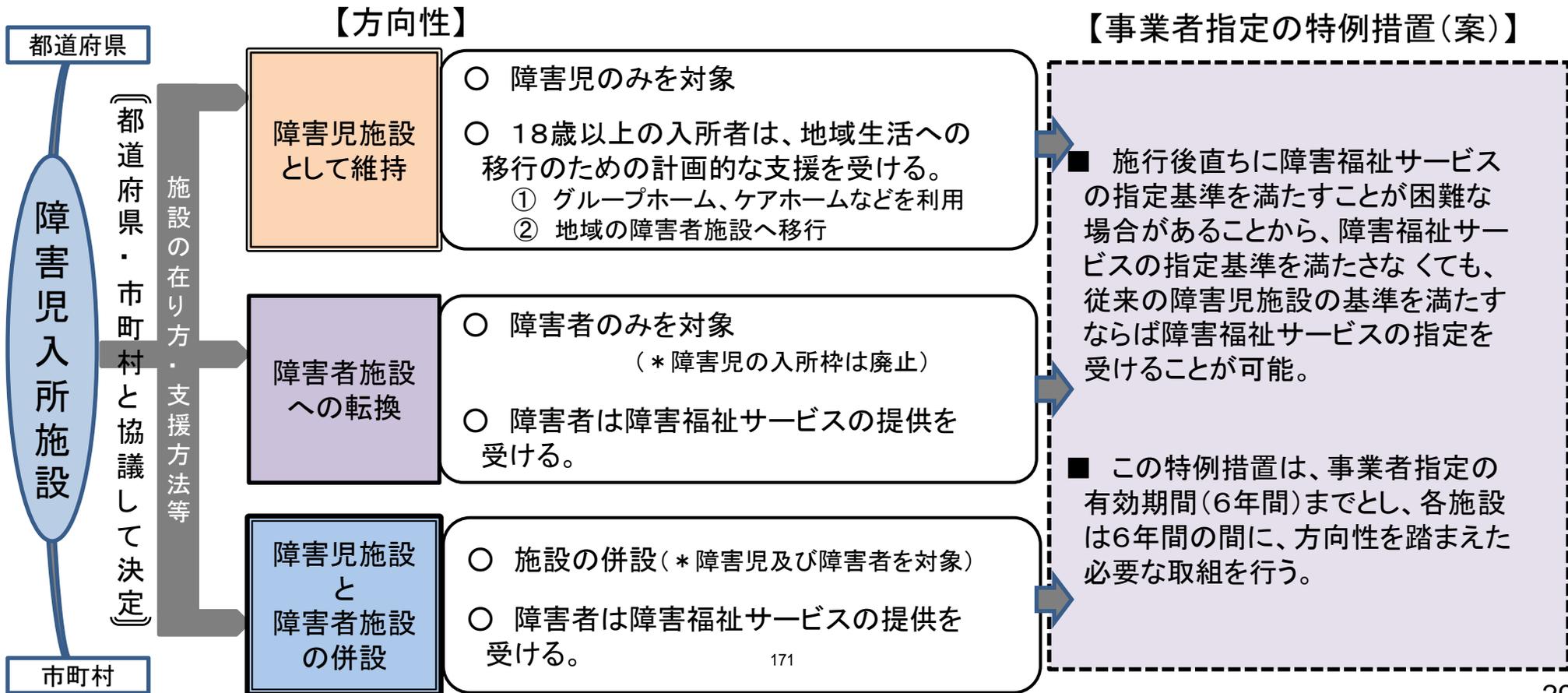
## 3. 18歳以上の障害児施設入所者への対応

- ・ 障害者自立支援法の障害福祉サービスにより年齢に応じた適切な支援を提供。
  - \* 障害福祉サービスの指定を受ける。現に入所していた者が退所させられないようにするため、指定に当たっての特例措置を講ずる。
  - \* ただし、引き続き、入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、満20歳に達するまで利用することが可能。

# 18歳以上の障害児施設入所者への対応

- 18歳以上の入所者がいる障害児施設は、「障害児施設として維持」、「障害者施設への転換」、「障害児施設と障害者施設の併設」の3タイプから施設の方向性を選択。
- 入所者が退所させられないことがないよう、障害福祉サービスの指定を受ける必要があるが、指定に当たつての特例措置を講ずる。

\* 利用者には、支給決定に当たって、本人の申出により障害程度区分の判定等の手続きを省略して支給決定を行う経過措置がある。



# (参考)重症心身障害児施設の対応

- 重症心身障害児施設の18歳以上の入所者についても、同様に障害福祉サービス(療養介護)により対応することとなるが、重症心身障害児者に対しては、成長した後でも本人をよく知る職員が継続して関わるなど、児者一貫した支援が望ましいことから、重症心身障害児施設からの移行については、次のような特例的な取扱いも可能。

## ■ 医療型障害児入所施設と療養介護を一体的に実施することが可能

「医療型障害児入所施設」と「療養介護」の両方の指定を同時に受ける。

＜一体的な事業運営＞

医療型障害児入所施設  
(児童福祉法)

療養介護  
(障害者自立支援法)

- ①定員は児・者の合計、②職員・設備について兼務・共用を可  
※障害福祉サービスの指定基準を満たさなくても指定を取ることが可能

児者一貫した支援の確保

(※)重症心身障害者に対して、年齢・状態に応じて適切な日中活動をできる限り提供するよう努力。  
また、重症心身障害児者に対する在宅生活支援(短期入所など)にも積極的に対応することが望まれる。

# 障害児入所施設の指定基準の概要

## 1. 人員基準設定の考え方

- 現行の障害児入所施設からの円滑な移行と、これまでの支援水準を維持できるよう、現行の基準を基本として設定。併せて、複数の障害種別を受け入れても、適切な支援が提供できるよう、障害種別に応じた人員基準を適用。
- 計画的かつ効果的な支援を提供するため、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスに置くこととされているサービス管理責任者に相当する者として、「児童発達支援管理責任者」を配置。

## 2. 設備基準設定の考え方

- 現行の基本的な支援水準を維持するため、現行の基準を基本として設定。

# 福祉型障害児入所施設の指定基準

## 1. 人員基準の概要

職種	知的障害 の場合	自閉症の場合	盲ろうあ の場合	肢体不自由児の場合
嘱託医※1	1人以上			
医師	—	1人以上	—	—
児童指導員及び保育士 ※2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総数：               <ul style="list-style-type: none"> <li>①知的障害児（自閉症含む）4. 3：1以上</li> <li>②盲ろうあ児：乳幼児4：1以上、少年5：1以上</li> <li>③肢体不自由児：3. 5：1以上</li> </ul> </li> <li>・ 児童指導員：1人以上</li> <li>・ 保育士：1人以上</li> </ul>			
看護師	—	20：1以上	—	1人以上
栄養士※3	1人以上			
調理員※4	1人以上			
職業指導員	職業指導を行う場合			
心理指導担当職員※5	心理指導を行う場合			
児童発達支援管理責任者	1人以上			

※1 知的障害児（自閉症含む）の場合は、精神科又は小児科、盲ろうあ児の場合は眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者

※2 30人以下を入所させる施設で知的障害児を受け入れる場合、35人以下を入所させる施設で盲ろうあ児を受け入れる場合は、さらに1人以上を加える。

174

※3 40人以下の施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

※4 心理指導を行う必要があると認められる児童5人以上

## 2. 設備基準の概要

※次期改築等の施設整備を行うまで適用猶予

設備	知的障害 の場合	自閉症 の場合	盲ろうあ の場合	肢体不自由 の場合
居室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員4人以下(乳幼児6人以下)</li> <li>・障害児1人当たりの床面積:4.95㎡以上(乳幼児3.3㎡以上)</li> <li>・障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事。</li> </ul>			
その他	調理室、浴室、便所、医務室※1、静養室※2			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる対象の障害が、 知的障害及び盲ろうあの場合は、障害児の年齢、適応に応じ職業指導に必要な設備 盲ろうあの場合は、遊戯室、訓練室 盲の場合は、音楽設備、特殊表示等身体機能の不自由を助ける設備 ろうあの場合は、映像設備 肢体不自由の場合は、訓練室、屋外訓練場、身体機能の不自由を助ける設備 を備えること</li> </ul>			

※1 主たる対象の障害が知的障害、盲ろうあであって、30人未満の施設においては、医務室を設けないことができる。

※2 主たる対象の障害が盲ろうあであって、30人未満の施設においては、静養室を設けないことができる。

# 医療型障害児入所施設の指定基準

## 1. 人員基準の概要

職種	自閉症児の場合	肢体不自由児の場合	重症心身障害児の場合
医療法に規定する病院として必要とされる従業者	同法に規定する病院として必要とされる数		
児童指導員及び保育士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総数：6.7:1以上</li> <li>・各1人以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総数：乳幼児10:1以上 少年20:1以上</li> <li>・各1人以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各1人以上</li> </ul>
理学療法士又は作業療法士	—	1人以上	1人以上
職業指導員	—	職業指導を行う場合	—
心理指導担当職員	—	—	1人以上
児童発達支援管理責任者	1人以上		

## 2. 設備基準の概要

自閉症の場合	肢体不自由の場合	重症心身障害の場合
医療法に規定する病院として必要とされる設備、訓練室、浴室		
<p>主たる対象とする障害が</p> <p>自閉症児の場合は、静養室を設けること。</p> <p>肢体不自由の場合は、屋外訓練場、ギブス室及び特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備(他に適当な設備がある場合は置かないことができる)、身体の機能を助ける設備を設けること。 また、階段の傾斜を緩やかにすること。</p>		

(参考2)

事 務 連 絡  
平成24年 1月11日

都道府県  
各 指定都市 障害児支援主管課室 御中  
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域移行・障害児支援室

障害者自立支援法・児童福祉法等の一部改正に伴う  
障害児通所支援等に係る事務の実施主体の移行について

障害児支援の充実につきましては、平素よりご尽力賜り厚くお礼申し上げます。

今般の「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）により、障害児支援については、身近な地域で支援が受けられるようにするため、平成24年4月から、現行の各障害種別に分かれた障害児施設支援が障害児通所支援、障害児入所支援に再編されるとともに、障害児通所支援や、18歳以上の障害児施設入所者の給付決定等の事務が都道府県から市町村に移行されるなどの見直しを図られることとなります。

これらに係る事務については、現行の障害者自立支援法等の支給事務に準じて行われるものであり、平成23年10月31日に開催した障害保健福祉主管課長会議において円滑な事務執行に関する留意点についてお示ししたところではありますが、障害児通所支援等に係る事務の移行に関する詳細について、別添1のとおりまとめましたので、送付いたします。

各都道府県においては、円滑な施行を図るため、本事務連絡を参考にして速やかに管内市町村への事務の引き継ぎ及び各市町村への指導・助言について、特段のご配慮をお願いするとともに、各市町村において、実施主体が変更に伴う事務が終了した場合には、当室担当係まで別添2に記載している項目についてご報告願います。

なお、指定都市・児童相談所設置市においては、特段の事務の変更はありませんが、整備法の施行に向けて引き続き必要な事務について、遺漏なきようお願いいたします。

(担当)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域移行・障害児支援室障害児支援係  
佐藤、神田、今野

TEL : 03-5253-1111 (内3037)

(別添 1)

## 整備法施行に伴う事務の移行について

- 1 都道府県から市町村に実施主体が移行される事務  
平成 24 年 4 月から、実施主体が都道府県から市町村に移行される事務は次のとおりである。
  - ① 児童福祉法に基づく障害児通所給付費の通所給付決定等
  - ② 18 歳以上の障害児施設入所者に係る障害者自立支援法に基づく介護給付費の支給決定等
  - ③ 平成 15 年 11 月 10 日障発第 1110001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「重症心身障害児(者)通園事業実施要綱」に基づき都道府県が実施する重症心身障害児(者)通園事業の利用者(以下「重心通園事業の利用者」という。)に係る児童福祉法又は障害者自立支援法に基づく給付費の支給決定等
  
- 2 移行に当たって特に留意が必要な点  
事務の移行に当たって、特に留意していただきたい点は、次のとおりである。なお、具体的には下記を参照願いたい。
  - ① 都道府県  
速やかに、現在の利用者全員について、平成 24 年 4 月以降の実施主体となる市町村の特定を行うとともに、市町村に対する事務の引継や市町村への申請勧奨に努めること。  
市町村における児童福祉法又は障害者自立支援法に基づく給付費に関する業務が円滑に行われるよう、必要に応じて指導・助言などの支給決定業務への支援を行うこと。  
特に、改正前の児童福祉法(以下「旧児童福祉法」という。)第 24 条の 3 第 4 項に規定する施設給付決定(通所のみによる利用に係るものに限る。)の有効期間が平成 24 年 3 月 31 日までのものについては、施行日以降も通所支援が利用できるよう十分留意するとともに、取扱いについて、速やかに市町村と調整すること(I の 1 の(3)の※2 及び II の 1 の(2)の※参照。)
  
  - ② 市町村  
速やかに障害児通所給付費に関する業務を担当する部署を決定すること。また、給付費の支給決定に係る必要な手続きを遺漏なく行うとともに、その際には、整備法の円滑な施行を図るために講じる経過措置の取扱いに十分留意すること。

記

## I 都道府県業務（市町村への移行に係る部分）

### 1 市町村に対する事務の引継又は市町村への申請勧奨

#### （1）市町村に対する事務の引継

次に該当する者については、整備法の附則において、改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第 21 条の 5 の 5 第 1 項に規定する通所給付決定を受けたものとみなされる（以下「みなし通所給付決定」という。）又は改正後の障害者自立支援法（以下「新自立支援法」という。）第 19 条第 1 項に規定する支給決定を行うものとする旨の経過措置の規定（以下「みなし通所給付決定等」という。）があり、給付費に関する業務が市町村に移行されることから、実施主体となる市町村に対し、支給決定に関する情報を引き継ぐこと。

ア 平成 24 年 4 月 1 日において、施設給付決定（通所のみによる利用に係るものに限る。）を受けている障害児の保護者（以下「通園施設の利用者」という。）

※ 施設給付決定の有効期間が平成 24 年 4 月 1 日以降の者に限る。

イ 平成 24 年 3 月 31 日において、旧児童福祉法第 24 条の 3 第 4 項（通所のみによる利用に係るものを除く。）を受けて指定知的障害児施設等に入所又は入院している 18 歳以上の者（以下「入所施設を利用している 18 歳以上の者」という。）

※ 1 新児童福祉法第 24 条の 24 の規定により、引き続き障害児入所給付費を受けられることができる者を除く。

※ 2 市町村は、児童福祉法のサービスに相当する新自立支援法のサービスに係る支給決定を行う。

#### （2）引継に伴う書類等

市町村に引き継ぐものとして、次のものが考えられるが、各都道府県の実情に応じて進めること。

ア 児童記録票の写し

イ 障害児施設給付費に関する支給申請書及び給付決定通知書の写し

ウ 勘案事項調査票等の写し

エ その他、給付費に関する業務で参考となる書類

事業所との契約内容が確認できる資料、直近の給付費の支給状況（加算等）が分かる資料等

※ なお、市町村に引き継ぐ際、個人情報について、保護者等の承諾は要しない。

#### （3）利用者に対する市町村への申請勧奨等

次に該当する者については、みなし通所給付決定等の規定がないため、施行日以降も利用を希望する場合には、原則、市町村が新たに支給決定を行う必要があるため、利用者に対し市町村への申請勧奨等に努めること。

ア 施設給付決定（通所のみによる利用に係るものに限る。）の有効期間が平

成 24 年 3 月 31 日までの者

※1 引き続き、利用を希望する場合は居住地の市町村に対し新規申請を行うことになる。その際、市町村は、速やかに通所給付決定が行えるよう、児童相談所に意見聴取（通所給付決定に関する情報提供依頼を含む。）の依頼をすることができる（新児童福祉法第 21 条の 5 の 7 第 2 項）。

児童相談所においては、保護者等の承諾を得たうえで（情報提供することを前提に申請勧奨の際に了解を得ておくことが望ましい。以下、イ及びエにおいて同じ。）、関係書類を提供すること。

※2 市町村における業務体制が整っていない等により、施行日から通所支援の利用が困難と見込まれる場合には、当該市町村と調整したうえで、都道府県において、平成 24 年 3 月 31 日までに施設給付決定を更新（例：有効期間を平成 25 年 3 月 31 日までとする支給決定を行う）したうえで実施主体を変更し、みなし通所給付決定の規定を活用する等配慮することが望ましい。

#### イ 重心通園事業の利用者

※ アの※2のような取扱いできないことから、市町村において、速やかに児童福祉法に基づく通所給付決定又は障害者自立支援法に基づく支給決定が行えるよう必要な支援を行うこと。

#### ウ 入所施設を利用している 18 歳以上の者

※1 継続して、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを利用する必要がある場合は、整備法附則第 35 条の規定に基づき、本人の申出により、支給申請や障害程度区分の認定等の手続を省略し、新自立支援法第 19 条第 1 項に規定する支給決定が行われる旨を伝え、申出を勧奨するよう努めること。

※2 必ずしも入所施設を利用している 18 歳以上の者全員が障害者自立支援法で対応するのではなく、新児童福祉法第 24 条の 24 の規定に基づき、本人からの申請があり、児童相談所の意見を聴いた上で、引き続き障害児入所施設での支援が必要な場合は、20 歳に達するまで障害児入所給付費を支給することができる。また、新児童福祉法第 31 条の規定により、20 歳に達するまで措置を採ることができるため、都道府県においては、個別に判断する必要がある。

（障害児施設において支援が必要な場合の例）

- ・ 虐待等がある又は疑われ、引き続き都道府県又は児童相談所において、関与していく必要がある。
- ・ 障害者支援施設に空きがない。
- ・ 高等部に在学中であり、障害児として支援することが望ましい。
- ・ 自活訓練等の地域移行に向けた支援を継続する必要がある。

※3 平成 24 年 4 月 1 日に満 18 歳未満である者が、施行日以後において、満 18 歳となることに伴い、継続して、障害福祉サービスを利用する必要が生ずる場合も整備法附則第 35 条の対象となり、同じ取扱いとなる。

市町村における支給決定は、その者が満 18 歳となる日までに行う必要があるため、都道府県においては、市町村と連携を密にし、時期等について配慮されたい。

エ 重症心身障害児施設の待機者（18 歳以上の者に限る。）

※ 重症心身障害児施設（指定医療機関の重心病棟含む。）に入所を希望している 18 歳以上の待機者については、平成 24 年 4 月 1 日以降は、障害者自立支援法の療養介護の対象となるため、居住地の市町村に対して介護給付費の支給申請を行うことになる。都道府県においては、待機者に対し市町村への申請勧奨に努めるとともに、待機者に係る基本情報が児童相談所等において把握している場合は、本人等の承諾を得たうえで、市町村に情報提供すること。

なお、重症心身障害児施設については、4 月以降は医療型障害児入所施設又は療養介護への移行若しくは一体的に行うことが想定される。そのため、都道府県又は市町村の支給決定に当たっては、都道府県、市町村間の連絡調整を密に行い、都道府県において、重症心身障害児者が円滑に入所できるよう、調整等配慮されたい（新児童福祉法第 24 条の 19）。

## 2 都道府県の役割

### イ 市町村における支給決定業務の支援

#### （1）支給決定手続き等の伝達

今回の改正で、障害児通所給付費に関する業務が市町村に移行されることから、これまで都道府県が実施してきた障害児施設給付費（通所のみによる利用に係るものに限る。）に関する業務（施設給付決定に関する業務を含む）の流れや留意事項等について、必要に応じて市町村に情報提供すること。

（例）支給決定の流れ、支給決定をする際の基準、勘案事項調査の内容、判定方法 等

#### （2）支給決定に係る支援

都道府県は、市町村からの求めに応じ、支給決定業務に関し、技術的事項についての協力その他必要な支援を行うこと（新児童福祉法第 21 条の 5 の 10、新自立支援法第 26 条）。

（例）療育の必要性や重症心身障害等の判断基準 等

#### （3）その他

市町村における業務体制が整っていない等により、施行日から通所支援の利用が困難と見込まれる場合には、平成 24 年 3 月 31 日までに施設給付決定（例：有効期間を平成 25 年 3 月 31 日までとする支給決定）を行い、みなし通所給付決定の規定を活用したうえで、市町村に移行するなど配慮することが望ましい。そのため、市町村における業務体制を把握しておくとともに、進捗状況の報告を受けること。

また、通所支援の提供が円滑に行われるよう、関係者相互間の連絡調整又は事

業者等に助言その他の援助を行うことが望ましい。

(例) 児童発達支援センター等が市町村単位で設置されていない場合等で、利用に当たって、広域での調整等が必要な場合 等

#### ロ 障害児通所給付費等に対する審査請求

障害児の保護者が市町村の行った障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る処分に不服がある場合は、その請求により都道府県が客観的な立場から当該処分の適否について審査を行うことになる。

※1 審査請求については、障害者自立支援法の規定を準用する。

※2 運営に当たっては、どのような体制で行うかは、最終的には都道府県の判断となるが、障害者介護給付費等不服審査会との合同で実施することとしても差し支えない。

## II 市町村業務（都道府県からの移行に係る部分）

### 1 児童福祉法に基づく通所支援の決定

#### (1) 担当部署の決定

障害児支援については、基本的に児童福祉法で対応することになったが、担当部署の決定に当たっては、各市町村の実情に応じて、障害児支援が適切に行える部署において所管されたい。

#### (2) 現行制度利用者に関するみなし通所給付決定業務（整備法附則第23条）

##### ①対象者

次に該当する者については、みなし通所給付決定の規定がある。

※ ただし、新児童福祉法第21条の5の5の規定（通常の手続）による通所給付決定を受けた者を除く。

ア 児童デイサービスに係る介護給付費の支給決定を受けている障害児の保護者（以下「児童デイサービスの利用者」という。）

※ 平成24年3月31日で有効期間が満了する者については、みなし通所給付決定の対象とはならないため、通常の手続により新たに利用する通所支援の通所給付決定を行う必要がある。

イ 通園施設の利用者

※ 平成24年3月31日で有効期間が満了する者については、みなし通所給付決定の対象とはならないため、通常の手続により新たに利用する通所支援の通所給付決定を行う必要があるが、市町村において業務体制が整わない等により、施行日から通所支援の利用が困難と見込まれる場合には、都道府県と調整したうえで、都道府県において、平成24年3月31日までに有効期間を更新（例：有効期間を平成25年3月31日までとする支給決定）し、みなし通所給付決定の対象となるよう配慮されたい。

## ②みなし通所給付決定の内容

みなし通所給付決定に係る通所支援の種類及び支給量については、政令及び規則で定める予定であるが、現時点では以下のとおりである。

### ア 児童デイサービスの利用者

#### (ア) 通所支援の種類 放課後等デイサービス

※ なお、未就学児童も含めて放課後等デイサービスにみなされることとなるが、未就学児童は、みなし経過後においては、放課後等デイサービスではなく、児童発達支援の通所給付決定を行うこととなるので、この場合の未就学児童に係るみなし通所給付決定の間の報酬については、就学児童と区分することを検討している。

#### (イ) 支給量 現に支給決定されている日数

### イ 通園施設の利用者

#### (ア) 通所支援の種類 児童発達支援

#### (イ) 支給量 現に支給決定されている日数

※ 現在の支給決定の際、支給量を定めていない場合、都道府県においては、実際の利用状況等を勘案し、支給量について意見を付すこと。市町村は都道府県の意見を踏まえ、必要な日数を設定する。

※ 平成 24 年 4 月 1 日以降に支給量の変更を希望する場合は、新児童福祉法第 21 条の 5 の 8 の規定に基づき、変更申請が必要となる。市町村においては、勘案事項の聴き取りに当たっては、児童相談所等からの引き継ぎがある場合は活用する等、速やかに通所給付決定の変更を行うよう配慮されたい。  
なお、この場合の通所給付決定の有効期間は、③にかかわらず 1 年となる。

## ③みなし通所給付決定の有効期間

介護給付費又は障害児施設給付費の支給期間の残存期間とする。

(例) 平成 23 年 7 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日までの支給期間の者

→ 平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日まで

※ 1 みなし通所給付決定の有効期間が満了した場合、引き続き障害児通所支援を利用しようとするときは、障害児の保護者は、居住地の市町村に支給申請を行い、通常の手続により通所給付決定を受けることになる。

※ 2 みなし通所給付決定期間中に新たな通所給付決定をした場合には、通所給付決定日において、みなし通所給付決定の効力が消滅し、新たな通所給付決定が有効となる。

## ④みなし通所給付決定に関する手続き

みなし通所給付決定は、法律上何らの手続きを要せずに通所給付決定があったものとされるが、実務上は、対象者の確認、みなし通所給付決定されたことの通知、通所受給者証の交付等の手続きが必要となる。

### (3) みなし通所給付決定業務の流れ

#### ①都道府県から通所給付決定に関する情報提供

市町村は、現行の支給決定の内容、支給決定に当たって勘案した事項等について、都道府県から引き継ぐ（Iの1参照。）。

※ ただし、児童デイサービスの利用者は除く。

#### ②児童記録票、支給管理台帳等の作成

市町村は、障害児支援を適切に提供するため、通所給付決定に関する基本情報を記録しておくこと。

#### ③みなし通所給付決定の通知

みなし通所給付決定は、個別の行政処分である通所給付決定とは異なり、法律上の取扱いであるため、行政処分としての通所給付決定の通知は要しないが、対象者にみなし通所給付決定がなされた旨を周知するため、次の事項を記載した通知を行うことが適当である。

ア みなし通所給付決定された旨

イ みなし通所給付決定された障害児通所支援の種類

※ 児童デイサービスの利用者であって未就学児童の場合の名称については、別途お示しする予定である。

ウ みなし通所給付決定された障害児通所支援の支給量

エ みなし通所給付決定の有効期間

オ 負担上限月額

カ その他必要な事項

※ 行政処分ではなく、審査請求の対象とはならないので、教示は不要。

#### ④通所受給者証の交付

みなし通所給付決定された旨の通知には、当該みなし通所給付決定された内容（受給者番号を含む。）を記載した通所受給者証を添付する。

#### ⑤その他、利用に当たって周知すべき事項

今般の制度改正の概要、更新時の手続き等その他通所支援の利用に当たって留意すべき事項を適宜周知する。

### (4) 留意事項

次に該当する者については、みなし通所給付決定の規定がなく、施行日以降も利用を継続するには、通所給付決定を行う必要があるため、市町村は通所給付決定に関する手続きを優先的に進める必要がある。

ア 施設給付決定（通所のみによる利用に係るものに限る。）の有効期間が平成24年3月31日までのもの

※ 必要に応じて、都道府県に有効期間の更新を依頼することも考えられ

る。(Iの1の(3)のア参照。)

イ 重心通園事業の利用者(18歳以上の者を除く。)

ウ 平成24年4月1日以降に新規に通所支援の利用を希望する者

#### 【通常に通所給付決定業務の流れ】

①都道府県から利用者(みなし通所給付決定の対象者を除く。)へ申請勧奨等  
※ 都道府県においては、申請勧奨に努めるとともに、市町村への情報提供について承諾を得ておくことが望ましい。

#### ②通所給付決定の申請

障害児通所給付費の支給を受けようとする障害児の保護者は、居住地の市町村に対して支給申請を行う。

#### ③勘案事項調査

当該申請に係る障害児又は障害児の保護者と面接をし、心身の状況、障害児の置かれている環境、通所支援の利用に関する意向等を調査する。

※ 市町村は、速やかに通所給付決定が行えるよう、勘案事項の聴き取りに当たっては、児童相談所等からの情報提供がある場合は活用する等配慮されたい。

#### ④児童相談所への意見聴取

市町村は、必要に応じて児童相談所の意見を聴くことができる。

なお、児童相談所は、意見を述べるに当たり、必要に応じて当該障害児、その保護者、医師等の意見を聴くことができる。

#### ⑤障害児支援利用計画案の提出依頼

※ 新規申請者は、障害児支援利用計画案の作成を優先することになっているが(平成23年10月31日障害保健福祉関係主管課長会議資料85頁参照)、障害児相談事業者の整備が進んでいないことも想定されることから、平成24年4月の通所給付決定に当たっては、障害児支援利用計画案の提出を求めないことも可能とする(3年間の経過措置あり。)

#### ⑥通所給付決定

市町村は、勘案事項、児童相談所の意見、障害児支援利用計画案を踏まえ、障害児通所給付費の支給の要否の決定を行う。通所給付決定を行った場合には、通所支援の種類、支給量、通所給付決定の有効期間、利用者負担額を定め、これらを記載した通所受給者証を交付する。

※ 申請書、決定通知書、通所受給者証等に係る様式例については、別途お示しする予定である。

## 2 障害者自立支援法に基づく支給決定

### (1) 対象者

次に該当する者については、新自立支援法第 19 条第 1 項に規定する支給決定を行う必要がある。

ア 入所施設を利用している 18 歳以上の者（新児童福祉法第 24 条の 24 の規定により、引き続き障害児入所給付費を受けることができる者を除く。）

※ 平成 24 年 4 月 1 日に満 18 歳未満である者が、4 月 1 日以後において、満 18 歳となることに伴い、継続して、障害福祉サービスを利用する必要が生ずる場合も整備法附則第 35 条の対象となり、同じ取扱いとなる。

市町村における支給決定については、その者が満 18 歳となる日までに行う必要があるので、留意されたい。

イ 重心通園事業の利用者（18 歳以上の者に限る。）

## （2）支給決定の流れ

支給決定の流れについては、上記のア又はイに応じて次のとおりである。

ア 入所施設を利用している 18 歳以上の者の場合（整備法附則第 35 条）

### ①都道府県からの引継

※ 都道府県において、市町村に事務を引き継ぐとともに、対象者へ申出の勧奨に努められたい（I の 1 の（1）～（3）参照。）。

### ②本人からの申出

※ 障害福祉サービスの利用について、公費で助成することから、申出に当たっては、書面等により記録しておくことが適当である。

なお、判断能力を欠く常況にある者であって、成年後見人が選任されている者については、成年後見人が障害者本人に代わって申出を行うことになる。

### ③支給決定

市町村は、本人の申出により、申請や障害程度区分の認定等の手続きを省略し、前日まで現に利用している児童福祉法のサービスに相当する新自立支援法の障害福祉サービスの支給決定を行う。

（児童福祉法のサービスに相当する自立支援法のサービスの例）

- ・福祉型障害児入所施設の場合 生活介護及び施設入所支援
- ・肢体不自由児施設、第 1 種自閉症児施設の場合 生活介護及び施設入所支援（又は療養介護）
- ・重症心身障害児施設の場合 療養介護

※ なお、サービスの種類の決定に当たっては、現に利用している施設等がどのサービスに移行するか確認のうえ、行うこと。

### ④支給決定通知（受給者証の交付）

有効期間については 1 年とする。

※ 事務の平準化の観点から2年とすることも可能（平成23年10月31日障害保健福祉関係主管課長会議資料64頁参照）。

#### イ 重心通園事業の利用者（18歳以上の者に限る。）の場合

新自立支援法による支給決定と同様の手続きにより、生活介護の支給決定を行うこと。

- ※1 指定特定相談支援によるサービス等利用計画案の提出を求めることとなっているが、事業者の整備状況等を踏まえ対応すること。
- ※2 勘案事項の聴き取りに当たっては、児童相談所等からの情報提供がある場合は、活用する等配慮されたい。
- ※3 障害程度区分の認定は必要であるが、事務が集中し、施行日までに認定が間に合わない等やむを得ない場合には、引き続き、サービスを利用できるようにする観点から、支給決定を行っても差し支えない。なお、この場合の報酬については、障害児通所給付費と同程度の単価を設けることを検討している。

### （3）留意事項

法律の施行の際現に都道府県の措置を受けて障害児施設支援を受けている者は、整備法附則第32条の規定に基づき、政令で定めるところにより、市町村の措置を受けて障害児通所支援又は障害福祉サービスを受けているものとみなされる。政令で定める都道府県の措置から市町村の措置を受けたものとみなされる内容は、現時点では以下のとおりである。

ア 通園施設に措置されている者 児童発達支援

イ 知的障害児施設に措置されている者 生活介護

ウ 肢体不自由児施設に措置されている者 施設入所支援

- ※ ただし、20歳未満の者については、引き続き都道府県の措置を受けて障害児入所支援を受けているものとみなす。

エ 重症心身障害児施設に措置されている者 療養介護

- ※ ウと同じ。

- ※1 市町村においては、サービスの利用状況により、例えば、知的障害児施設に措置されている者は、生活介護の他、施設入所支援の措置を行う等必要な配慮されたい。
- ※2 入所施設に入所している18歳以上の者について、契約又は措置かどうかで平成24年4月の対応が異なるので、留意が必要である。
- ※3 障害福祉サービスを利用する場合、原則、契約となるが、現在、措置入所している場合は、成年後見制度の活用等を図った上で、適宜、契約に移行するなど慎重に取り扱うことが望ましい。

### Ⅲ その他

都道府県においては、重心通園事業実施施設及び 18 歳以上の入所者がいる障害児入所施設については、児童福祉法又は障害者自立支援法に基づく事業者の指定が必要である。児童福祉法の指定基準等の省令については、平成 24 年 2 月上旬目途で公布できるよう作業を進めているところである。それに先立ち、別途、省令の内容や事業者の指定に係る留意事項等について、お示しする予定である。

なお、平成 24 年 4 月に障害児入所施設が施設入所支援等の指定を受ける際には、施行時に障害福祉サービスの指定基準を満たすことが困難な場合が想定されるため、指定基準を満たさなくても事業者指定を取ることができる経過措置を設ける予定であるので、都道府県においては、事業者の指定事務についても、遺漏なきようお願いしたい。

(別添 2) 事務の実施主体の移行に伴うチェックリスト

都道府県

- 実施主体となる市町村の特定
- 事務の引き継ぎ
- 利用者への申請勧奨
- 施設給付決定の有効期間が平成 24 年 3 月 31 日までの者に係る市町村との調整
- 市町村における支給決定業務の支援
- 審査請求に係る体制整備
- 事業者の指定

市町村

- 担当部署の決定
- 支給決定業務の体制整備
- 通園施設の利用者への対応
- 重心通園事業の利用者への対応
- 入所施設を利用している 18 歳以上の者への対応
- 平成 24 年 4 月以降に新規に利用を希望する者への対応 (随時)

(参考3)

事務連絡  
平成24年 2月 8日

都道府県  
各 指定都市 障害児支援主管課室 御中  
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域移行・障害児支援室

### 障害者自立支援法・児童福祉法等の一部改正に伴う指定に係る留意事項等について

障害児支援の充実につきましては、平素よりご尽力賜り厚くお礼申し上げます。

今般の「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）の施行に伴う障害児支援に係る指定基準に関する省令については、平成24年2月3日に公布したところですが、障害児支援に係る指定事務について、現時点における留意事項等を別添のとおりまとめましたので、送付いたします。

また、指定申請書の様式例について、併せて添付しますので、各都道府県においては、円滑な施行を図るため、必要な作業を進めていただきますよう、お願いします。

(担当)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域移行・障害児支援室障害児支援係  
佐藤、神田、今野

TEL：03-5253-1111（内3037）

(別添)

## 事業者の指定に伴う留意事項等について

### I 指定障害児通所支援事業について

#### 1 指定障害児通所支援の事業の基準

指定障害児通所支援事業者は、都道府県の条例で定める基準に従い、当該指定に係る障害児通所支援事業所ごとに、当該通所支援に従事する従業者を有しなければならない。

また、都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定通所支援を提供しなければならない。

なお、都道府県が条例を定めるに当たって「従うべき基準」、「標準とすべき基準」及び「参酌すべき基準」は以下のとおりである。

##### ア 従うべき基準

##### ① 指定通所支援に従事する従業者及びその員数

「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。)第5条、第6条、第7条、第30条第4項、第56条、第66条、第73条、第80条、附則第2条(置くべき従業者及びその員数に係る部分に限る。)及び附則第3条の規定による基準

※ 医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援において準用する場合を含む。

##### ② 指定通所支援の設備に関する事項であって障害児の健全な発達に密接に関連するもの

指導訓練室及び遊戯室に係る部分(指定通所基準第10条第1項、同条第2項第1号口及び第2号)、病室に係る部分(第58条第1項第1号)

##### ③ 指定通所支援の事業の運営に関する事項であって、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害児の適切な処遇、安全の確保及び秘密の保持に密接に関連するもの

内容及び手続の説明及び同意(指定通所基準第12条)、提供拒否の禁止(第14条)、身体拘束等の禁止(第44条)、虐待等の禁止(第45条)、懲戒に係る権限の濫用禁止(第46条)、秘密保持等(第47条)、事故発生時の対応(第52条)

※ 医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援において準用する場合も含む。

##### イ 標準とすべき基準

指定通所支援の事業に係る利用定員

(指定通所基準第11条、第59条、第69条、第82条)

##### ウ 参酌すべき基準

従うべき基準及び標準とすべき基準としているもの以外のもの

※ 児童発達支援センター(医療型児童発達支援センターを含む。)については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年厚生省令第63号)も適用されるので、留意すること。

## 2 人員に関する基準

人員基準については、障害児通所支援の種類ごとに定めており、①児童発達支援については、提供する場所（児童発達支援センターか児童発達支援センター以外か）や主として通わせる障害児の障害の種別、②放課後等デイサービスについては、障害の種別に応じて基準を設けている。

指定に当たっては、その基準を満たすことが必要であるが、特に留意すべき点は以下のとおりである。

### (1) 児童発達支援管理責任者について

児童発達支援管理責任者は、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）に配置されているサービス管理責任者に相当する者として、障害児に対する効果的かつ適切な指定通所支援を行う観点から新設したものである。

児童発達支援管理責任者は、適切な方法により、通所給付決定保護者及び障害児の解決すべき課題を把握した上で、通所支援計画の作成及び提供した指定通所支援の客観的な評価等を行う者であり、指定障害児通所支援事業所ごとに置くこととしている。

#### ア 要件

児童発達支援管理責任者は、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者とし、具体的には、障害保健福祉関係主管課長会議（平成23年10月31日）でお示ししているとおり、障害福祉サービスに必置とされているサービス管理責任者の要件と同等とし、同等の実務経験者及び研修修了者とする予定である。

なお、実務経験の範囲についても、児童分野に限定せず、サービス管理責任者における実務経験の範囲と同様とするとともに、施行日から平成27年3月31日までの間は、実務経験があれば、研修を受講していなくても研修修了の要件を満たしているものとみなす予定である。

#### イ 兼務について

児童発達支援管理責任者については、指定基準上必要とする児童指導員等の員数に算定することはできない。

ただし、指定障害児通所支援事業所の管理上支障がない場合は、管理者との兼務をすることができる。

### (2) 機能訓練担当職員について

日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、訓練を担当する職員（以下「機能訓練担当職員」という。）を置かなければならないとしており、具体的な職種については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理指導担当職員とする。

なお、配置した場合には、指定基準上必要とする児童指導員等の数に算定することができる。

また、主として重症心身障害児を通わせる指定障害児通所支援事業所にあつては、機能訓練担当職員を必置とする。

### (3) 児童発達支援センター以外で行う児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る従業者の職種について

全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）（平成24年1月19日）において、児童

発達支援センター以外の児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る従業者の職種について、「指導員」を「児童指導員」に変更する旨お示したところであるが、児童デイサービスからの円滑な移行や身近な地域で支援が受けられるよう、基盤整備の拡大を図る観点から、変更は行わず「指導員」としているため、特に留意されたい。

なお、指導員とは、従来の児童デイサービスの指導員と同様、障害児に対し適切な指導を行う能力を有する者とする。

#### (4) 人員に関する基準の経過措置について

##### ア 経過的児童デイサービス事業所

「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）附則第5条に規定する旧指定児童デイサービス事業所（いわゆる「経過的児童デイサービス事業所」という。）については、平成27年3月31日までの間は、児童発達支援管理責任者の配置の規定は適用しないとともに、指導員又は保育士の合計数10:2については、引き続き15:2とする。

##### イ 知的障害児通園施設

整備法附則第22条の規定により指定を受けたものとみなされる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）に置くべき児童指導員及び保育士の総数4:1については、当分の間、乳幼児の数を4で除して得た数及び少年7.5で除した得た数の合計数以上とする。

なお、整備法附則第22条の規定により指定を受けたものとみなされる指定児童発達支援事業所であって、指定基準の経過措置により基準を満たしている事業所に少年が利用した場合、報酬については、減算することとしている。

##### ウ 難聴幼児通園施設

主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）については、言語聴覚士を4人以上置かなければならないが、整備法附則第22条の規定により指定を受けたものとみなされる指定児童発達支援事業所については、当分の間、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員をそれぞれ2人以上とする。

### 3 事業者の指定等について

#### (1) 基本的な取扱いについて

事業者の指定に当たっては、障害児通所支援事業を行う者の申請により、障害児通所支援の種類及び障害児通所支援事業を行う事業所ごとに行う。

都道府県の条例で定める基準を満たしていない等、改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の15第2項に該当するときは、指定をしない。

また、申請者は法人であることとする。ただし、医療型児童発達支援においては、法人格を問わない。

#### (2) 従たる事業所の取扱いについて

児童発達支援（児童発達支援センターであるものを除く。）及び放課後等デイサービスについては、次の①及び②の要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができる。

なお、従たる事業所の通所支援の種類については、主たる事業所の種類と同一のものとなる。

また、児童指導員等の総数や報酬単価の定員規模については、主たる事業所と合わせた利用定員数によって算定する。

① 人員及び設備に関する要件

ア 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用定員の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていること。

イ 「従たる事業所」の利用定員が5人以上であること。

ウ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。

② 運営に関する要件

ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。

イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。

ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。

オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。

(3) 多機能型事業所について

① 多機能型事業所の取扱い

多機能型事業所とは、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定保育所等訪問支援の事業のうち2つ以上の事業を一体的に行う事業所のことをいう。

※ 児童発達支援においては、児童発達支援センターで行う場合と児童発達支援センター以外で行う場合で、指定基準を設けているが、指定通所支援の種類としては指定児童発達支援となるため、センターとセンター以外の多機能型事業所という概念はないので留意すること。

※ 障害福祉サービスの指定基準の改正の際、障害児通所支援事業と障害福祉サービスとの多機能型の規定を設ける予定である。（24年3月公布予定）

② 多機能型事業所の指定

多機能型事業所に係る指定に当たっては、当該多機能型事業所として行う指定通所支援の種類ごとに行うものとする。

③ 多機能型事業所の特例

多機能型事業所に関する特例については、以下のとおりである。

ア 従業員の員数に関する特例

従業者については、管理者を除いて専ら当該職務に従事する必要があるが、多機能型事業所の場合は、当該多機能型事業所の職務に専従することとし、それぞれ事業の専従要件までは課さないものとする。

その上で、多機能型事業所として行う指定通所支援に必要な従業者の員数が確保される必要がある。

例：児童発達支援センター（主が難聴、重症心身障害以外の障害）において、指定児童発達支援（利用定員20人）と指定放課後等デイサービス（利用定員10人）を行う場合に必要とする従業者の員数は次のとおり。

**【指定児童発達支援】**

- ・ 嘱託医 1人以上
- ・ 児童指導員及び保育士 5人★  
そのうち児童指導員及び保育士ともに1人以上は必要。
- ・ 栄養士 1人以上  
※ 定員が40人以下の場合は置かないことができる。
- ・ 調理士 1人以上  
※ 調理業務を委託する場合は置かないことができる。

**【放課後等デイサービス】**

- ・ 指導員又は保育士 2人★

**【多機能型事業所】**

- ・ 児童発達支援管理責任者 1人以上  
※ 児童指導員等の置くべき員数を満たした上で、児童発達支援管理責任者として配置すること。
- ・ 管理者  
※ 他の職務に兼務することができる。

**★児童指導員等の兼務について**

児童指導員や保育士については、放課後等デイサービスの指導員又は保育士との兼務は可能とするが、児童発達支援と放課後等デイサービスを同一時間帯に行う場合には、障害児の合計の人数で必要とする数を確保すること。

例の場合で、例えば、

- |   |            |        |             |            |
|---|------------|--------|-------------|------------|
| ① | 8:00～14:00 | 児童発達支援 | 14:30～18:30 | 放課後等デイサービス |
| ② | 8:00～17:00 | 児童発達支援 | 14:30～18:30 | 放課後等デイサービス |

については、①の場合は、児童指導員及び保育士を5名配置する必要があり、②の場合は、14:30～17:00の間は児童指導員及び保育士を5名、指導員又は保育士を2名、合わせて7名配置する必要がある。

**イ 設備に関する特例**

設備については、当該通所支援ごとに必要な設備を兼用することができる。しかしながら、明らかに利便性を損なう場合など、サービスの提供に支障があると認められる場合については、この限りでない。

**ウ 利用定員に関する特例**

当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上（主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所の場合は5人以上。）とすることができる。

※ 保育所等訪問支援については、利用定員の定めがないため除かれる。

#### ④ 報酬について

報酬の算定に当たって、定員規模については、当該多機能型事業所において行う指定通所支援の利用定員の合計数を利用定員として算定する。

#### (4) 同一法人による複数の事業所が一又は複数の指定通所支援を実施する場合の取扱いについて

##### ① 基本的な取扱い

同一敷地内において複数の事業所が一又は複数の指定通所支援を実施する場合は、原則、一の指定障害児通所支援事業所又は多機能型事業所として取り扱うこと。

ただし、平成24年3月31日において指定を受けている事業所が障害児通所支援事業所へ移行する場合であって、移行後においても、それぞれの事業所ごとに運営が完全に独立しているときは、それぞれ独立した事業所として取り扱うことができる。

なお、独立した事業所としての判断基準は以下のとおりである。

ア サービスの提供が一体的に行われていない。

イ 事業所ごとに必要とされる従業員が確保されている。

ウ 事業所ごとに必要な設備が備えられている。(ただし、レクリエーション等を行う遊戯室など、サービス提供に直接的な関わりのない設備については、共用して差し支えない。)

ただし、同一法人による複数の事業所が複数の指定通所支援を異なる場所で開催する場合は、次の①及び②の要件を満たしている場合は、一の多機能型事業所として取り扱うことができる。

##### ① 人員及び設備に関する要件

ア それぞれ利用定員が5人以上であること。

イ 異なる場所で行う事業所間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと

##### ② 運営に関する要件

ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。

イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、異なる場所で行う事業所間で相互支援が行える体制(例えば、従業員が急病の場合等に、もう一方の事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)にあること。

ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。

オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、事業所の会計が一元的に管理されていること。

##### ② 具体的なケースについて

###### ア 総合通園センター(注)の場合

注 昭和54年7月11日児発514号厚生省児童家庭局長通知「心身障害児総合通園センター設置について」に基づき肢体不自由児通園施設、知的障害児通園施設及び難聴幼児通園施設のうち2種類以上を設置しているセンターをいう。

例1：肢体不自由児通園施設がない場合

指定障害児通所支援事業所への移行に当たっては、次のいずれの形態も可能である。

- (i) A部門（難聴幼児通園施設）が主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所として、B部門（知的障害児通園施設）は主として知的障害児を通わせる指定児童発達支援事業所として、それぞれ独立した事業所に移行。
- (ii) A部門とB部門を統合し、一の指定児童発達支援事業所に移行。

例2：肢体不自由児通園施設がある場合

指定障害児通所支援事業所への移行に当たっては、次のいずれの形態も可能である。

- (i) A部門（難聴幼児通園施設）は主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所へ移行し、B部門（肢体不自由児通園施設）は指定医療型児童発達支援事業所へ移行。
- (ii) 指定児童発達支援と指定医療型児童発達支援を行う多機能型事業所へ移行。

イ 障害児通園施設と児童デイサービス事業所が併設する場合

指定障害児通所支援事業所への移行に当たっては、次のいずれの形態も可能である。

- (i) 障害児通園施設は児童発達支援センターで行う指定児童発達事業所として、児童デイサービス事業所は児童発達支援センター以外で行う指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所として、それぞれ独立した事業所に移行。
- (ii) 障害児通園施設と児童デイサービス事業所を統合して、指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスを行う多機能型事業所へ移行。
- (iii) 障害児通園施設は児童発達支援センターで行う指定児童発達支援事業所として、児童デイサービス事業所は指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスを行う多機能型事業所として、それぞれ独立した事業所として移行。  
※ 例えば、児童デイサービスの定員の一部（未就学児）を障害児通園施設から移行する児童発達支援の定員に振り替える（組み入れる）場合は、当該事業所の運営は一体的なものとし、多機能型事業所として扱うこと。

ウ 児童デイサービス事業所の場合

指定障害児通所支援事業所への移行に当たっては、次のいずれの形態も可能である。

- (i) 指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所に移行。
- (ii) 指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスを行う多機能型事業所へ移行。  
※ 指導員又は保育士の合計数については、児童発達支援及び放課後等デイサービスの合計の利用定員に応じて必要な員数を確保する必要がある。

(5) 重症心身障害児（者）通園事業から移行する場合の取扱いについて（施行日以降に、新規に主として重症心身障害児を通わせる事業所を開設する場合を含む。）

① 基本的な考え方

重症心身障害児（者）通園事業からの移行に当たっては、現行、重症心身障害児者を対象とした事業であることを踏まえ、重症心身障害児者に対する通所支援を提供する事業所として、指定児童発達支援（又は医療型児童発達支援）、指定放課後等デイサービス及び指定生活介護を行う多機能型事業所に移行することが想定される。

② 本体事業所が指定生活介護事業所である場合

指定生活介護事業所において実施している場合は、本体事業所とは別に、重症心身障害児者に対して一体的な支援を行う独立した多機能型事業所として取り扱うことができるものとする。独立した多機能型事業所とする場合、人員については、本体事業所と多機能型事業所ごとに必要な従業員を確保する必要がある。

4 みなし指定の取扱いについて

(1) 児童デイサービス事業所について

整備法附則第22条の規定により、改正前の障害者自立支援法（以下「旧自立支援法」という。）に基づく児童デイサービスに係る指定を受けている者は、新児童福祉法の児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る指定を受けたものとみなされる。この場合、児童発達支援においては、児童発達支援センター以外であって、主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる事業所として取り扱う。

※ 児童発達支援又は放課後等デイサービスのどちらか一方しか行わない場合は、新児童福祉法第21条の5の19第2項に規定する事業の廃止又は休止の届出を行うこと。

(2) 知的障害児通園施設及び難聴幼児通園施設について

整備法附則第22条の規定により、改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）に規定する知的障害児通園施設又は難聴幼児通園施設に係る指定を受けている施設の設置者は、新児童福祉法の児童発達支援に係る指定を受けたものとみなされる。この場合、知的障害児通園施設においては、児童発達支援センターであって、主として知的障害児を通わせる指定児童発達支援事業所、難聴幼児通園施設においては、児童発達支援センターであって、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所として取り扱う。

(3) 肢体不自由児通園施設について

整備法附則第22条の規定により、旧児童福祉法に規定する肢体不自由児通園施設に係る指定を受けている施設の設置者は、新児童福祉法の医療型児童発達支援に係る指定を受けたものとみなされる。

なお、この取扱いには、肢体不自由児施設の通所部も含めるものとする。

(4) みなし指定の有効期間について

現行の指定の有効期間の残存期間にかかわらず、有効期間は1年とする予定である。

※ 今後、児童福祉法施行規則に明示する予定（24年3月公布予定）。

(5) みなし指定に係る手続き等について

整備法附則に該当する場合は、指定を受けたものとみなされるため、事業者からの指定の申請は不要である。

なお、指定を受けたものとみなされない種類の通所支援を行う場合には、指定の申請が必要である。

(指定の申請が必要となるもの)

- ・知的障害児通園施設又は難聴幼児通園施設が指定児童発達と指定放課後等デイサービスを併せて行う場合  
→この場合は、多機能型事業所として取り扱うので、指定が必要。
- ・肢体不自由児通園施設が指定医療型児童発達支援と指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスを行う場合  
→この場合は、多機能型事業所として取り扱うので、指定が必要。
- ・新規に指定保育所等訪問支援を行う場合
- ・重症心身障害児（者）通園事業から移行する場合

(児童福祉施設設置の届出)

知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設又は肢体不自由児通園施設を設置している者は、新児童福祉法第35条の届出を行い、又は認可を得て、児童発達支援センターを設置しているものとみなすことになるので、現在の内容から変更がない場合には、特段の手続きは要しないこととする。

## 5 公示について

新児童福祉法第21条の5の24の規定に基づき、次に掲げる場合には公示しなければならない。

ア 指定障害児通所支援事業者の指定をしたとき

イ 事業の廃止の届出があったとき

ウ 指定障害児通所支援事業者の指定を取り消したとき

※ 整備法附則により指定される場合であっても、事業者の指定であり、また、利用者等がどの事業所が指定されているのか確認ができるよう、都道府県においては、必要な手続きが整い次第、速やかに公示すること。

## 6 基準該当事業所の取扱いについて

通所給付決定保護者が、都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業所（以下「基準該当事業所」という。）により行われる指定通所支援以外の障害児通所支援（以下「基準該当通所支援」という。）を受けたときは、特例障害児通所給付費を支給することができることになっている。

基準該当事業所に関する基準については、都道府県の条例で定めることとなっているが、基準該当通所支援であっても、通所支援の質を確保する必要があることから、厚生労働大臣が別に定める施設基準を満たしている基準該当事業所において基準該当通所支援を受けた場合に、報酬が支給できることにする予定である。

なお、別に定める施設基準としては、現行の児童デイサービスの基準該当の基準と同様とする予定である。

## II 指定障害児入所施設について

## 1 指定入所支援の事業の基準について

指定障害児入所施設の設置者は、都道府県の条例で定める基準に従い、当該入所支援に従事する従業者を有しなければならない。

また、都道府県の条例で定める指定入所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定入所支援を提供しなければならない。

なお、都道府県が条例を定めるに当たって「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」は以下のとおりである。

### ア 従うべき基準

#### ① 指定入所支援に従事する従業者及びその員数

「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第16号。以下「指定入所基準」という。）第4条、第25条第4項、第33条第1項及び第52条の規定による基準

※ 医療型障害児入所施設において準用する場合を含む。

#### ② 指定障害児入所施設等の設備に関する事項であって障害児の健全な発達に密接に関連するもの

居室（面積に係る部分を含む。）に係る部分（指定入所基準第5条第1項、同条第3項第2号及び第3号、附則第2条、附則第3条）、病室に係る部分（第53条第1項第1号）

#### ③ 指定障害児入所施設等の運営に関する事項であって、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの

内容及び手続の説明及び同意（指定入所基準第6条）、提供拒否の禁止

（第7条）、指導、訓練等（第25条第5項）、障害児の入院期間中の取扱い（第30条）、身体拘束等の禁止（第41条）、虐待等の禁止（第42条）、懲戒に係る権限の濫用禁止（第43条）、秘密保持等（第44条）、事故発生時の対応（第49条）

※ 医療型障害児入所施設において準用する場合を含む。

### イ 参酌すべき基準

従うべき基準としているもの以外のもの

※ 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」も適用されるので、留意すること。

## 2 人員に関する基準

### (1) 児童発達支援管理責任者について

通所支援と同様、児童発達支援管理責任者は、障害児に対する効果的かつ適切な指定入所支援を行う観点から、適切な方法により、入所給付決定保護者及び障害児の解決すべき課題を把握した上で、入所支援計画の作成及び提供した指定入所支援の客観的な評価等を行う者であり、指定障害児入所施設ごとに置くこととしたものである。要件等については、Iの2の(1)参照。

### (2) 主たる対象とする障害以外の障害を受け入れる場合について

主たる対象とする障害以外の障害児を受け入れた場合には、適切な支援が提供できるよう、障害種別に応じて必要とする児童指導員等の数や看護師等を確保すること。（障害保健福祉主管課長会議（平成23年10月31日）資料162頁参照）

### 3 指定について

#### (1) 基本的な取扱いについて

指定に当たっては、障害児入所施設の設置者の申請があったものについて行う。  
通所支援と同様、都道府県の条例で定める基準を満たしていない等、欠格要件に該当するときは、指定をしない。  
また、申請者は法人であることとする。

#### (2) 同一敷地内に複数の施設がある場合について

同一敷地内において複数の施設がある場合は、原則、一の障害児入所施設として取り扱う。

ただし、平成24年3月31日において指定を受けている施設が障害児入所施設へ移行する場合であって、移行後においても、それぞれの施設ごとに運営が完全に独立しているときは、それぞれ独立した施設として取り扱うことができる。

なお、独立した事業所としての判断基準は以下のとおりである。

ア サービスの提供が一体的に行われていない。

イ 施設ごとに必要とされる従業員が確保されている。

ウ 施設ごとに必要な設備が備えられている。(ただし、レクリエーション等を行う遊戯室など、サービス提供に直接的な関わりのない設備については、共用して差し支えない。)

### 4 みなし指定の取扱いについて

#### (1) 主たる対象とする障害について

整備法附則第27条の規定により旧児童福祉法に規定する知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所のみにより利用されるものを除く。)、肢体不自由児施設(通所のみにより利用されるものを除く。))又は重症心身障害児施設に係る指定を受けている施設は、新児童福祉法の障害児入所施設に係る指定を受けたものとみなされる。この場合において、主たる対象とする障害については、以下のとおりとする。

ア. 知的障害児施設

主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

イ. 第2種自閉症児施設

主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設

ウ. 盲児施設

主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

エ. ろうあ児施設

主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

オ. 肢体不自由児療護施設

主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設

カ. 第1種自閉症児施設

主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設

キ. 肢体不自由児施設

主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設

ク. 重症心身障害児施設

主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設

(2) みなし指定の有効期間について

整備法附則第27条に基づき、施行の際現にその施設が受けている指定の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

(3) みなし指定に係る手続き等について

整備法附則に該当する場合は、指定を受けたものとみなされるため、施設の設置者からの指定の申請は不要である。

(児童福祉施設設置の届出)

新児童福祉法第35条の届出を行い、又は認可を得て、障害児入所施設を設置しているものとみなすことになるので、現在の内容から変更がない場合には、特段の手続きは要しないこととする

5 公示について

新児童福祉法第24条の18の規定に基づき、次に掲げる場合には公示しなければならない。

ア 指定障害児入所施設の指定をしたとき

イ 指定の辞退があったとき

ウ 指定障害児入所施設の指定を取り消したとき

※ 整備法附則により指定される場合であっても、事業者の指定であり、また、利用者等がどの事業所が指定されているのか確認ができるよう、都道府県においては、必要な手続きが整い次第、速やかに公示すること。

6 18歳以上の者が入所している場合の取扱いについて

昨年の障害保健福祉主管課長会議においてお示ししたとおり、18歳以上の者（児童福祉法に基づき在園期間の延長を受けている者を除く。）が入所している障害児入所施設については、都道府県等と連携し、十分に協議を重ね目標とする施設の在り方（①障害児施設として維持、②障害者支援施設に転換、③障害児施設と障害者支援施設の併設）を選択することとしている。この場合の指定に当たっては、以下の点について、特に留意すること。

※ 障害福祉サービスの指定に当たっては、最長6年間、障害児入所施設の基準を満たしていれば、自立支援法の指定基準を満たすこととする規定を設ける予定である。この場合の定員の設定は、障害児と障害者の区分はせず合計数とする。

※ 指定の更新の際には、障害者支援施設等の指定基準を満たす必要がある。

(1) 障害児施設として維持する場合

ア 福祉型障害児入所施設の場合

18歳以上の入所者が、地域生活へ移行等するまでの間、引き続き支援が受けられるよう、施設は自立支援法に基づく生活介護及び施設入所支援の指定の申請を行い、指定を受けること。

都道府県においては、昨年の障害保健福祉主管課長会議においてお示ししたとおり、障害者支援施設の入所定員総数が計画上の入所定員総数を上回る場合であっても、指定をすること。（（2）及び（3）においても同じ。）

イ 医療型障害児入所施設の場合

自立支援法に基づく療養介護の指定の申請を行い、指定を受けること。

(2) 障害者支援施設等に転換する場合

ア 福祉型障害児入所施設から転換する場合

18歳以上の入所者へのサービスを提供するため、施設は生活介護及び施設入所支援の指定の申請を行い、指定を受けること。

イ 医療型障害児入所施設から転換する場合

療養介護の指定の申請を行い、指定を受けること。

※ 18歳未満の障害児については、適切な生活の場等が確保されるまでの間、引き続き入所できるよう、施設は児童福祉法の指定を継続して受けておく必要がある。なお、障害児が在所しなくなった段階で、指定障害児入所施設の指定を辞退することになる。

(3) 障害児施設と障害者支援施設を併設する場合

① 基本的な取扱い

ア 福祉型障害児入所施設の場合

18歳以上の入所者へのサービスを提供するため、施設は生活介護及び施設入所支援の指定の申請を行い、指定を受けること。

イ 医療型障害児入所施設の場合

療養介護の指定の申請を行い、指定を受けること。（詳細については、次の7を参照。）

② 本体施設と併設施設の位置付け

障害児入所給付費の算定に当たっては、本体施設か併設施設かによって報酬が異なることから、本体施設と併設施設を区分する必要がある。

本体施設又は併設施設か判断は、各々施設の定員を比較して、定員の多い施設を本体施設として、他方を併設施設として位置付けること。

なお、定員が同数又は定員を直ちに設定することが困難な場合であっても、どちらかの施設を本体施設として位置付けること。

③ 入所定員

入所定員の設定に当たっては、実際の利用人員（措置を含む。）に見合う定員にすること。

なお、平成24年4月において、施設ごとに定員を設定することが困難な場合には、最長6年間は、全体で（障害児と障害者を合わせて）設定することを可能とするが、自立支援法の指定の有効期間が終了し、指定の更新の際には定員を設定する必要がある。

※ 定員を全体で設定した場合は、報酬の定員規模の算定に当たっては、全体の定員規模で算定すること。

④ 人員、設備に関する基準

児童福祉法に基づく指定基準、自立支援法に基づく指定基準をそれぞれ満たす必要がある。

なお、設備については、入所者の支援及び施設の運営に支障がない場合は、設備の

一部を共有して差し支えないこと。

- ⑤ 既に障害児施設と障害者支援施設を併設している場合  
指定障害者支援施設への移行に当たっては、次のいずれの形態も可能である。
- ア 障害者支援施設の定員増
  - イ 独立した施設として移行

## 7 医療型障害児入所施設が療養介護に移行する場合について

### (1) 重症心身障害児施設が移行する場合

#### ① 定員

次のいずれの形態も可能とする。

ア 障害児と障害者の合計数で設定

イ 医療型障害児入所施設、療養介護ごとにそれぞれ設定

※ 療養介護の報酬はその定員規模に応じて算定することができる。

#### ② 児童指導員等と生活支援員との兼務について

従業者については、通常、各事業ごとに専ら当該職務に従事する必要があるが、定員や職員を分けずに医療型障害児入所施設と療養介護を一体的に行う（上記（1）の

①のア）場合には、当該施設の職務に専従すればよいこととし、医療型障害児入所施設と療養介護それぞれについて、専従要件までは課さないものとする。

#### ③ 既に療養介護の指定を受けている場合

Ⅱの3の（2）に従い、一の事業所として定員の増又は独立した事業所、いずれかの形態とすること。

### (2) 第1種自閉症児施設及び肢体不自由児施設の場合について

福祉と医療を提供する障害福祉サービスは療養介護になるため、18歳以上の者が入所している第1種自閉症児施設及び肢体不自由児施設については、療養介護の指定の申請を行い、指定を受けること。

取扱注意（現時点の考え方をまとめたもの。今後、変更あり得る。）

## 障害児支援に係る報酬（Q & A）について

### 1. 障害児通所支援

#### （1）基本報酬の適用について

（問）主たる対象とする障害以外の障害の児童を受け入れた場合、基本報酬はどのように算定されるのか。

- 今般の改正法の趣旨を踏まえ、主たる対象とする障害以外の障害の児童を受け入れた場合には、その障害に応じた適切な支援が確保できるよう、障害種別に応じた基本報酬を算定することが可能。
- ただし、難聴児又は重症心身障害児の基本報酬を算定するためには、児童発達支援センターの施設基準に加え、それぞれの障害を受け入れるための施設基準を満たすことが必要。

例： 定員20名の児童発達支援センター（難聴児及び重心児以外の場合）において、主として難聴を  
通わせる施設の基準を満たし、難聴児5名に支援する場合

知的障害児 15名 → 難聴児及び重心児以外の場合の基本報酬（利用定員30人以下）

難聴児 5名 → 難聴児の場合の基本報酬（利用定員20人以下）

- 難聴児及び重心児の基本報酬を算定しない場合であって、例えば難聴児に対して言語聴覚士を配置して支援を行う場合は、特別支援加算を算定することが可能。（特別支援加算の項を参照。）

（問）児童デイサービスからの移行が想定される児童発達支援事業や放課後等デイサービスは、従来より、基本報酬が低いのではないか。

- 障害児支援に新設される児童発達支援管理責任者の配置に係る報酬については、加算により評価。
- 従来の児童デイサービスの基本報酬に算定されているサービス管理責任者についても同様に、児童発達支援管理責任者として加算により評価。
- 各々の基本報酬と各々の児童発達支援管理責任者専任加算（仮称）を合計すると、従来の児童デイサービスの報酬単位と同等相当（ただし、物価の下落等は反映）。

\* 従来の児童デイサービスはサービス管理責任者が指定基準上、義務付けられているので、義務付けられたサービス管理責任者に着目して、児童発達支援管理責任者専任加算を算定することが可能。

(問) 土曜日も、放課後等デイサービスの基本報酬における休業日として扱われるのか。

- 放課後等デイサービスの基本報酬のうち、「休業日」は、土、日、祝日、夏休み等の長期休暇等を想定。
- 学校の授業日ではあるが、本人の都合等により休んだ場合に放課後等デイサービスを利用したときは、休業日に含めない。

(問) 児童デイサービスと知的障害児通園施設など、同一敷地内に複数の事業所等が所在する場合に、これから基本報酬はどのように適用されるのか。

- 同一敷地内において複数の事業所が一又は複数の通所支援を実施する場合については、一の事業所又は多機能型事業所として取り扱う。
- 多機能型事業所の場合の基本報酬については、多機能型として実施する事業の区分及び複数の事業の利用定員の合計数の規模に応じて算定。
- ただし、平成24年3月31日において指定されている事業所が障害児通所支援事業所へ移行する場合であって、移行後においても、それぞれ人員基準、設備基準を満たしている場合は、独立した事業所として取り扱うことが可能。なお、管理者については、兼務して差し支えない。また、レクリエーションなどを行う遊戯室などサービスの提供に直接的な関わりのない設備については、共用して差し支えない。
- 独立した事業所の場合の基本報酬については、該当する事業及び利用定員の規模に応じて算定。

(問) 保育所等訪問支援の基本報酬はどのように算定されるのか。

- 保育所等訪問支援は、訪問支援の方法や、集団適応の状況等に応じ所要時間が特定できないこと等の特徴があることから、時間ではなく1回当たりの支援に係る費用を報酬上評価するもの。保育所等の職員に代わって支援を行うことは想定していない。
- 1日のうち複数の児童に対して算定が可能。しかし、その場合は、一定率を減算した報酬単位(842単位)を適用。

- 児童発達支援センター等と保育所等訪問支援のそれぞれの支援に支障が無ければ兼務可とするなど施設の実態に応じて実施が可能。

## (2) 加算の適用について

(問) 児童発達支援管理責任者専任加算(仮称)、延長支援加算(仮称)及び開所時間減算(仮称)、並びに送迎加算の適用はどうか。

- 加算の対象となるサービス分類については、別紙のとおり。

### ①児童発達支援管理責任者専任加算(仮称)

(問) 児童発達支援管理責任者専任加算(仮称)の算定要件如何。

- 児童発達支援管理責任者の配置に当たっては、児童指導員又は保育士等の基準を超えているものを児童発達支援管理責任者として別途専任で配置した場合に加算を算定できる。
- また、基準上、管理者との兼務を可能としているため、管理者と兼務している場合であっても、加算を算定できる。  
ただし、児童発達支援センターや医療型児童発達支援センターについては、基本報酬の中で管理者を評価していることから、管理者との兼務ではなく、児童発達支援管理責任者を配置した場合に加算を算定できる。
- 複数の事業を一体的に行う多機能型事業所の児童発達支援管理責任者の配置に当たっては、管理者との兼務のほか、児童発達支援管理責任者同士や児童発達支援管理責任者とサービス管理責任者の兼務を可能としており、この場合の具体的な加算の取扱いについては、以下のとおり。

例

- ① 児童発達支援センターと放課後等デイサービスの多機能型  
児童発達支援センター → 管理者との兼務で無い場合は加算の対象。  
放課後等デイサービス → 管理者との兼務に関わらず加算の対象。
- ② 児童発達支援センターと生活介護の多機能型  
児童発達支援センター → 管理者との兼務で無い場合は加算の対象。  
生活介護 → 基本報酬で評価。
- ③ 児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所と放課後等デイサービスの多機能型  
児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所  
→ 管理者との兼務に関わらず加算の対象。  
放課後等デイサービス → 管理者との兼務に関わらず加算の対象。
- ④ 放課後等デイサービスと生活介護の多機能型

放課後等デイサービス → 管理者との兼務に関わらず加算の対象。

生活介護 → 基本報酬で評価。

\* 多機能型事業所の場合の定員規模の算定に当たっては、合計の利用定員に応じて算定。

- 他の事業を併設している場合は、単独施設と同様の取扱いとなることから、それぞれ基準を満たす必要があり、児童発達支援管理責任者を別途配置した場合に加算を算定できる。
- また、児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所や放課後等デイサービスにおいては、主たる事業所と一体的に管理運営を行う従たる事業所を設置することが可能であり、その場合は、一の事業所として扱うため、一人の児童発達支援管理責任者の配置で、主たる事業所と従たる事業所それぞれ加算を算定できる。

## ②延長支援加算（仮称）

（問）延長支援加算（仮称）の算定要件如何。

- 運営基準上の営業時間が8時間であり、それを超えて支援を行った場合に、加算を算定可能。
- 営業時間が8時間を超える事業所が対象となり、児童の利用時間が8時間未満であっても、例えば、営業時間が9時から17時の事業所において、9時以前の早朝か、17時以降に延長して支援した場合は加算の対象。

## ③特別支援加算（仮称）

（問）特別支援加算（仮称）の算定要件如何。

- 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して機能訓練や心理指導を行った場合に加算を算定。  
ただし、次のア及びイの場合には算定できない。
  - ア 児童発達支援給付費において、重症心身障害児の場合及び難聴児に言語聴覚士を配置して機能訓練等を行った場合については、基本報酬において評価されていることから算定できない。
  - イ 医療型児童発達支援給付費において、重症心身障害児の場合及び肢体不自由児に理学療法士又は作業療法士を配置して機能訓練等を行った場合については、診療報酬において評価されていることから加算を算定できない。

#### ④開所時間減算（仮称）

（問）開所時間減算（仮称）の対象となる「4時間」はどのように判断するのか。

- 運営規程上に定める営業時間が4時間未満の場合について減算。
- 運営規程が4時間以上であれば、児童の利用時間が4時間未満であっても減算の対象としない。

（問）放課後等デイサービスは開所時間減算（仮称）の対象となるのか。

- 放課後等デイサービスのうち、「授業終了後」に行う場合には、開所時間減算（仮称）の対象としない。

#### ⑤送迎加算

（問）児童発達支援センターは、送迎加算の算定対象となるのか。

- 従来の児童デイサービスからの移行が想定される児童発達支援事業及び放課後等デイサービスについて、従来と同様に算定の対象。
- 従来の障害児通園施設からの移行が想定される児童発達支援センターにおける送迎については、基本報酬の中で評価しているため、送迎加算を算定することはできない。
- 重症心身障害児（者）通園事業からの移行が想定される主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業又は放課後等デイサービスについては、従来の補助単価を踏まえて基本報酬を設定しており、送迎に係る経費については基本報酬で評価しているため、送迎加算は算定できない。

（問）放課後等デイサービスにおける学校と事業所間の送迎加算の適用に関する「一定の条件」とは何か。

- 放課後等デイサービスの送迎加算については、事業所と居宅間の送迎のほか、一定の条件の下、学校と事業所間の送迎を行った場合に加算を算定。
- 一定の条件については、関係省庁等とも調整の上、別途お示しする。

(問) 重症心身障害児(者)通園事業から生活介護に移行する場合、送迎はどうなるのか。

- 障害福祉サービスの報酬の中で、新たに送迎加算(仮称)を創設することとしており、算定要件を満たせば、加算の対象となる。
- 加算の算定要件は、1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合。

あわせて、利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の50/100以上が利用している場合に算定可能とする予定。

- また、障害程度区分5、6又はこれに準ずる者(一定以上の行動障害を有する者又はたんの吸引等を必要とする者)が60/100以上いる場合には、さらに加算される。

\* 障害程度区分の認定を受けていないものであって、障害程度区分5に相当する報酬を算定する者を含む

## ⑥従来の加算

(問) 従来の加算は、平成24年4月以降も算定できるのか。

- 以下のとおり、移行が想定される改正前の報酬で評価していた加算については、次の※を除き、継続して算定できる。

(加算一覧)

### 1 児童発達支援給付費

- ・ 人工内耳装用児支援加算(児童発達支援センターで難聴児を受け入れる場合に限る)
- ・ 指導員加配加算(児童発達支援センター以外の場合(重心を除く))
- ・ 家庭連携加算
- ・ 訪問支援特別加算
- ・ 食事提供加算
- ・ 利用者負担上限額管理加算
- ・ 福祉専門職員配置等加算
- ・ 栄養士配置加算(児童発達支援センターに限る)
- ・ 欠席時対応加算
- ・ 医療連携体制加算(重心を除く)

※ 児童指導員及び保育士の配置については、現行の乳幼児4:1以上を踏まえ、指定基準上障害児4:1以上とするため、従来の幼児加算については、基本報酬の中で評価。

また、現行少年7.5:1以上の配置は経過措置とし、この場合には基本報酬を減算。

### 2 医療型児童発達支援給付費

- ・ 家庭連携加算
- ・ 訪問支援特別加算
- ・ 食事提供加算

- ・利用者負担上限額管理加算
- ・福祉専門職員配置等加算
- ・欠席時対応加算

### 3 放課後等デイサービス費

- ・指導員加配加算（重心を除く）
- ・家庭連携加算
- ・訪問支援特別加算
- ・利用者負担上限額管理加算
- ・福祉専門職員配置等加算
- ・欠席時対応加算
- ・医療連携体制加算（重心を除く）

### 4 保育所等訪問支援給付費

- ・利用者負担上限額管理加算

（注）移行が想定される改正前のサービスはないが、他の通所支援の同様に設定。

(別紙) 加算適用表

	児童発達支援給付費					放課後等デイサービス費			
	センター			センター以外		授業終了後		休業日	
障害の種類	難聴及び 重心以外	難聴 児	重心 児	重心児 以外	重心児	重心児 以外	重心児	重心児 以外	重心児
送迎	基本報酬で評価			加算の 対象	基本報 酬で評価	加算の 対象	基本報酬 で評価	加算の 対象	基本報酬で 評価
児童発達支援管理 責任者専任加算	加算の対象					加算の対象			
開所時間減算	減算の対象					減算の対象外		減算の対象	
延長支援加算	加算の対象					加算の対象			

## 2. 障害児入所支援

### (1) 基本報酬の適用について

(問) 主たる対象とする障害以外の障害の児童を受け入れた場合、基本報酬はどのように算定されるのか。

- 今般の改正法の趣旨等を踏まえ、主たる対象とする障害以外の障害を受け入れた場合に、その障害に応じた適切な支援が確保できるよう、障害種別（知的、自閉症、盲ろうあ、肢体不自由、重症心身障害）に応じた基本報酬を算定。
- 主たる対象とする障害以外の障害種別の基本報酬を算定するためには、それぞれの障害を受け入れるための施設基準を満たすことが必要。

例： 定員30名の福祉型障害児入所施設（主たる障害が知的障害の場合）において、主たる障害が肢体不自由を入所させる施設の基準を満たし、肢体不自由児5名に支援した場合  
知的障害児 25名 → 知的障害児の場合の報酬（利用定員21人以上30人以下）  
肢体不自由児 5名 → 肢体不自由児の場合の報酬（利用定員50人以下）

(問) 18歳以上の障害児施設入所者については、どのように報酬を算定するのか。

(福祉型の場合)

- 引き続き、必要なサービスを受けることができるよう、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの指定に当たっては特例措置を設けることとしている。
- 特例による指定を受けている場合は、福祉型障害児入所給付費の報酬単位を生活介護と施設入所支援に按分。
- 報酬単位には、障害児入所支援の加算が算定される場合は当該加算を含める。
- 按分する割合は、通常的生活介護及び施設入所支援の報酬単位を合算した際に生活介護又は施設入所支援の割合等を踏まえ、生活介護については、 $94/100$ 、施設入所支援については、 $32/100$ とする。

(医療型の場合)

- 第1種自閉症児施設又は肢体不自由児施設からの移行については、現行の療養介護の経過措置利用者の報酬（療養介護サービス費（V））を適用。

(参考)

自閉症児の場合 318 単位、肢体不自由児の場合 146 単位

→ 療養介護サービス費 (V) 359~413 単位 (定員規模に応じて)

- 重症心身障害児施設からの移行については、概要第 2 の 7 の (3) のとおり。
- なお、会計区分については、できる限り施設に負担とならないよう今後検討。

## (2) 加算の適用について

### ① 児童発達支援管理責任者専任加算 (仮称)

(問) 児童発達支援管理責任者専任加算 (仮称) の算定要件如何。

- 児童発達支援管理責任者の配置に当たっては、基準上、管理者との兼務を可能としているが、基本報酬の中で管理者を評価していることから、児童指導員又は保育士等の基準を超えているものを児童発達支援管理責任者として別途専任で配置した場合に加算を算定できる。
- その他、加算を算定できる場合として、主として重症心身障害を入所させる医療型障害児入所施設にあつては、療養介護と一体的に行うことを可能 (児童発達支援管理責任者とサービス管理責任者との兼務は可能。) としているため、サービス管理責任者と兼務している場合であっても、加算を算定できる。
  - \* この場合の定員規模の算定に当たっては、合計の定員数に応じて算定。
- 他の事業を併設している場合は、単独施設と同様の取扱いとなることから、それぞれ基準を満たす必要があり、児童発達支援管理責任者を別途配置した場合に加算を算定できる。

### ② 小規模グループケア加算 (仮称)

(問) 小規模グループケア加算 (仮称) の算定要件如何。

- 虐待を受けた児童等への支援に効果的とされている小規模グループケアによる療育や心理的ケアを行った場合に加算を算定。
- 具体的な要件については、今後、別途お示しする。

### ③従来の加算

(問) 従来の加算は、平成24年4月以降も算定できるのか。

○ 以下のとおり、移行が想定される改正前の報酬で評価していた加算については、次の※を除き、継続して算定できる。

(加算一覧)

#### 1 障害児入所施設給付費

- ・ 職業指導員加算（肢体不自由を除く）
- ・ 重度障害児支援加算
- ・ 重度重複障害児加算
- ・ 強度行動障害児特別支援加算（知的障害及び自閉症に限る）
- ・ 幼児加算（盲ろうあに限る）
- ・ 心理担当職員配置加算
- ・ 看護師配置加算（自閉症及び肢体不自由を除く）
- ・ 入院・外泊時加算（注）施設入所支援と同様の見直しを行う
- ・ 自活訓練加算（知的障害及び自閉症に限る）
- ・ 入院時特別支援加算
- ・ 福祉専門職員配置等加算
- ・ 地域移行加算
- ・ 栄養士配置加算
- ・ 栄養マネジメント加算

※ 小規模加算（定員が小規模の施設において、指定基準に定める員数に加え、児童指導員又は保育士を配置している場合に加算）については、当該配置を指定基準上に義務付けるため、基本報酬において評価。

#### 2 医療型障害児入所施設給付費

- ・ 重度障害児支援加算（重心を除く）
- ・ 重度重複障害児加算（重心を除く）
- ・ 乳幼児加算（肢体不自由に限る）
- ・ 自活訓練加算（自閉症に限る）
- ・ 福祉専門職員配置等加算
- ・ 地域移行加算